

# 第4次海田町地域福祉計画

～地域共生社会の実現に向けて～

---

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7(2025)年3月

広島県海田町



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画の趣旨 .....	1
2 地域福祉と地域共生社会 .....	2
3 重層的支援体制の整備 .....	3
4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 .....	4
5 計画の位置づけ .....	5
6 計画期間 .....	6
7 地域福祉計画における圏域 .....	7
8 計画策定の体制 .....	8
9 SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた地域福祉の推進 .....	8
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	9
1 統計データからみた現状 .....	9
2 地域福祉に関する実態調査からみた現状 .....	13
3 前計画(第3次計画)の取組 .....	26
<b>第3章 第4次海田町地域福祉計画</b> .....	33
1 基本理念 .....	33
2 基本目標 .....	33
3 施策の体系 .....	35
4 基本施策の展開 .....	36
基本目標1 地域福祉を支える心と人づくり .....	36
基本目標2 つながりと支え合いの活動づくり .....	42
基本目標3 安心してサービスを利用できる条件づくり .....	55
基本目標4 だれもが安心して暮らせる環境づくり .....	61
基本目標5 包括的な支援体制づくり .....	67
<b>第4章 権利擁護(海田町成年後見制度利用促進基本計画)</b> .....	73
1 制度を取り巻く背景と現状 .....	73
2 成年後見制度に係る本町の現状 .....	73
3 本計画における具体的取組 .....	74
<b>第5章 再犯防止・更生支援(海田町再犯防止推進計画)</b> .....	76
1 制度を取り巻く背景と現状 .....	76
2 刑法犯検挙者等に係る広島県及び海田警察署管内の状況 .....	76
3 本計画における具体的取組 .....	77
<b>第6章 計画の推進方策</b> .....	80
1 計画の周知と共有化 .....	80
2 計画の進捗管理 .....	80
<b>資料編</b> .....	82
1 海田町地域福祉計画策定協議会設置要綱 .....	82

2 海田町地域福祉計画策定協議会委員名簿 .....	83
3 計画策定の経緯.....	84

魅力フォトコンテスト作品(日浦山から見た海田町)



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

海田町では、平成21(2009)年12月に「(第1次)海田町地域福祉計画」、平成27(2015)年3月に「第2次海田町地域福祉計画」、令和2(2020)年3月に「第3次地域福祉計画」(以下、「第3次計画」といいます。)を策定し、地域福祉施策を展開してきました。

「第3次計画」では、「みんなが主人公！支え合うまち・海田 ～住民一人ひとりが主人公になって、安心して暮らし、幸せを感じる、支え合うまち・海田をつくろう。～」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や障がい者福祉施策、子育て支援、健康づくりなどの分野ごとの個別計画との連携を図り、だれもが自分らしく安心してともに暮らせるまちを目指してきました。

計画期間が令和6(2024)年度で終了することから、変化する社会環境に対応し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指した「第4次海田町地域福祉計画(以下、「本計画」といいます。)」を策定します。

なお、本計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を新たに盛り込むこととし、「地域福祉計画」を第3章、「海田町成年後見制度利用促進基本計画」を第4章、「海田町再犯防止推進計画」を第5章とし、構成しています。

図表1-1 地域福祉に関する国の主な動き

年	動向
平成12(2000)年	○ 「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改称 ・「地域福祉の推進」を掲げるとともに地域福祉計画の策定を新たに規定 ○ 介護保険制度の開始
平成28(2016)年	○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定 ・市町村に制度の利用促進のための基本計画の策定が努力義務とされる ○ 再犯の防止等の推進に関する法律の制定 ・市町村に地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされる
平成30(2018)年	○ 改正社会福祉法施行 ・市町村に地域福祉計画の策定が努力義務とされる ・地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置づけ
令和2(2020)年	○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律制定 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設

## 2 地域福祉と地域共生社会

### (1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、だれもが住み慣れたところで自分らしく安心して暮らしていけるよう、住民、自治会、民生委員・児童委員やボランティア、行政、社会福祉協議会、福祉関係者、民間の事業者などがみんなで協力して課題を解決していく考え方です。

地域における生活課題がより複雑化、複合化している現在、“3つの助”の連携によって解決していく取組が必要となります。

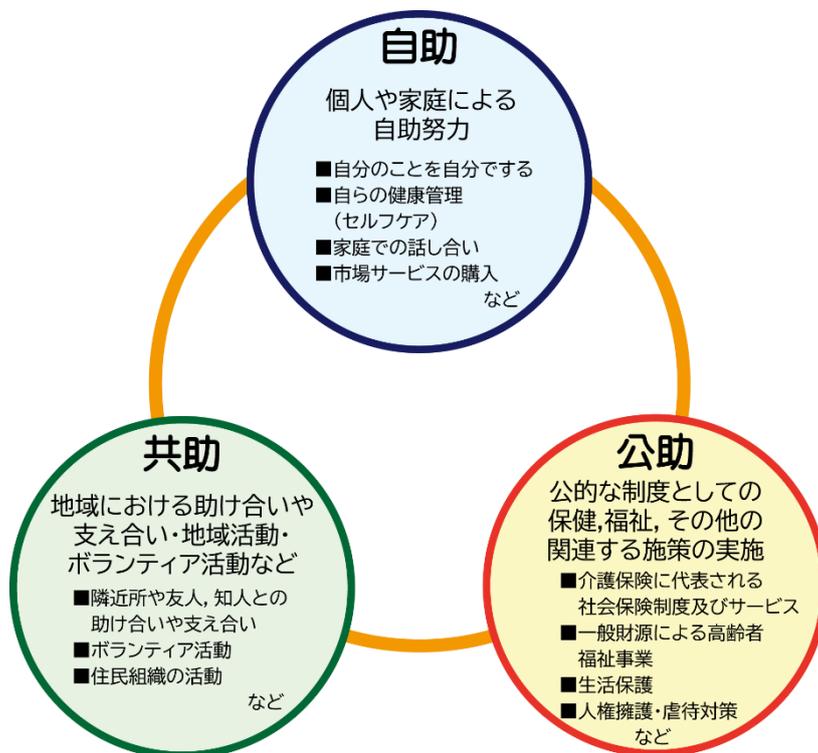
自助 個人や家庭が自らの力で問題解決や生活の維持をする

共助 地域社会や近隣同士での助け合いや支え合い

公助 行政機関が行う公的な支援

地域福祉の推進に努める主体(担い手)は、地域住民等(地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者)です。社会福祉法(第4条第1項)では、地域住民等は「(前略)地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されているように、“3つの助”で基礎となるのは「自助」であり、「自助」を支えるのが「共助」になります。「自助・共助」でも難しい課題には「公助」での対応という関係性と連携で成り立っています。

図表1-2 「自助・共助・公助」の関係性



## (2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をさします。

地域共生社会の実現には、福祉の領域に加え、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが不可欠です。

地域共生社会の実現に向けては地域福祉の推進が求められます。

図表1-3 地域共生社会のイメージ



資料「厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト」

## 3 重層的支援体制の整備

平成29(2017)年の社会福祉法改正により、地域福祉推進の理念が規定され、これを実現するために、市町村は「包括的な支援体制」づくりに努める旨が示されました。市町村において「包括的な支援体制」の構築を推進するための事業として、令和2(2020)年の社会福祉法改正により創設されたのが重層的支援体制整備事業です。

重層的支援体制整備事業は、従来の分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した課題に対応できる体制をつくることを目的としており、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することとなっています。

海田町においても、令和6年度からこの事業に取り組んでいます。

図表1-4 重層的支援体制整備事業リーフレット



海田町では、重層的支援体制整備事業の取組として、「相談窓口ひまわりキャッチ」という属性を問わない相談窓口を開設しています。

これは、複雑化・複合化した課題について、「相談窓口ひまわりキャッチ」に相談することで、「介護のこと」「地域のこと」「子育てのこと」「生活困窮のこと」「家族のこと」などに関係している機関で情報を共有、課題を協議し、解決策を検討するものです。

#### 4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画として、地域福祉を推進するための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」(市町村が策定)と、地域住民の活動や行動のあり方など具体的な取組を定める「地域福祉活動計画」(市町村社会福祉協議会が策定)があります。

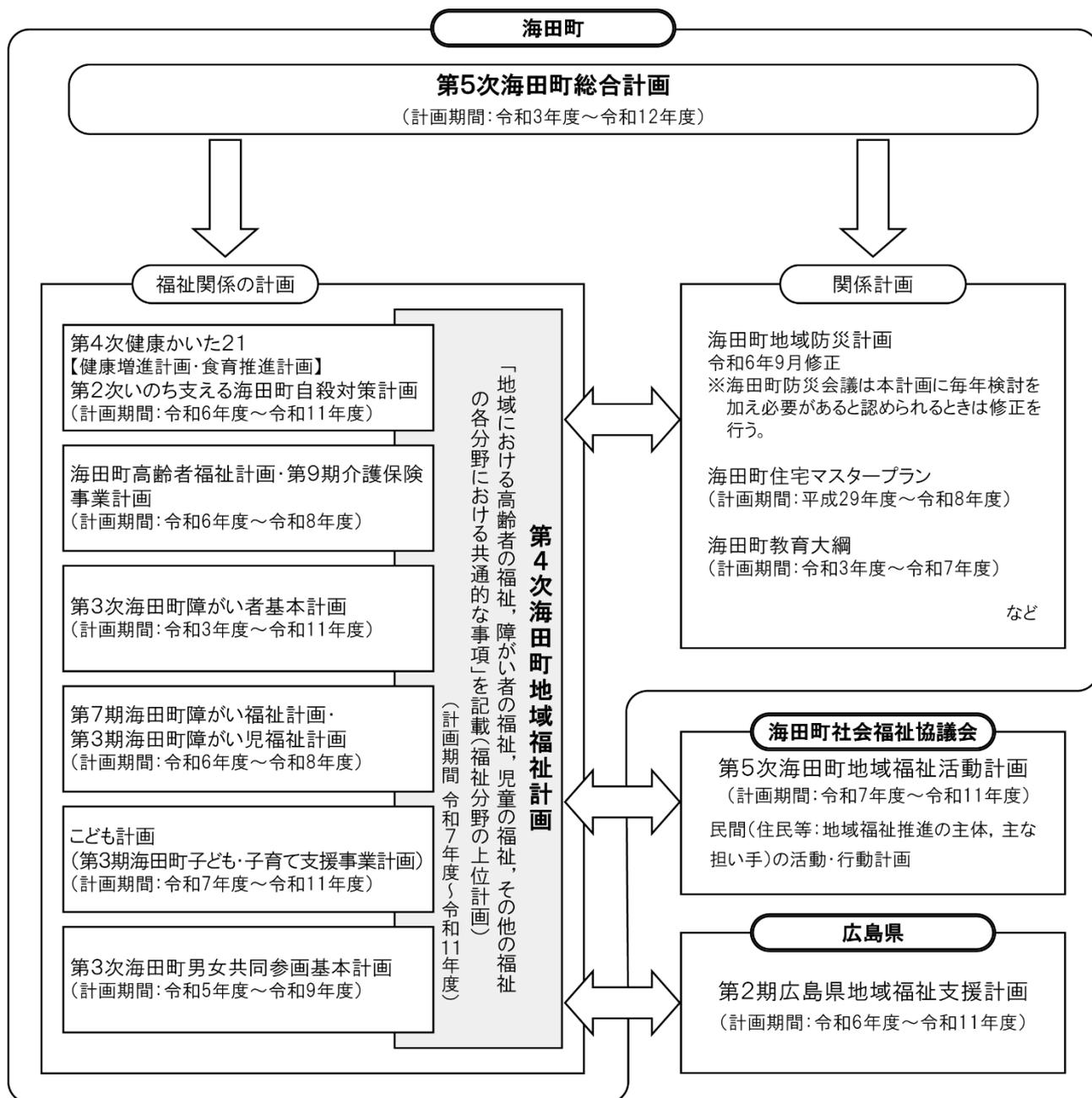
この二つの計画は、車の両輪のような関係であり、一体的に策定されることで、地域に関わる全ての人たちの役割が明確になり、実行性の高い計画になります。

## 5 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画であり、海田町の最上位計画である「第5次海田町総合計画」に即して策定され、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」になります。

健康福祉分野のみならず、まちづくりや教育など各行政計画との調整・整合を図るとともに、海田町社会福祉協議会が策定した「海田町地域福祉活動計画」や広島県の地域福祉支援計画などとの連携に努めます。

図表1-5 本計画と他の関連計画との関係

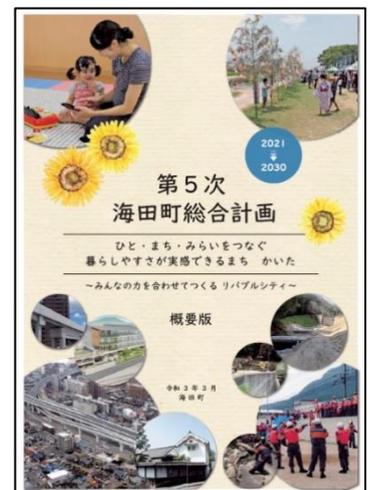
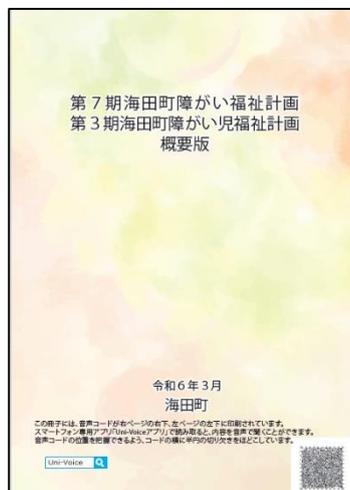


## 6 計画期間

本計画の計画期間は5年間で、令和7(2025)年度～令和11(2029)年度とします。

図表1-6 本計画と健康福祉分野の計画の計画期間

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)		
海田町総合計画	第4次計画 (H23～R2)	←					第5次計画 (R3～R12)					→	
海田町地域福祉計画	←					第3次計画 (R2～R6)		←		第4次計画 (R7～R11)			→
健康かいた21	←					第3次計画 (H30～R5)		←		第4次計画 (R6～R11)			→
いのち支える海田町自殺対策計画	←					第1次計画 (H30～R5)		←		第2次計画 (R6～R11)			→
海田町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第7期計画 (H30～R2)	←			第8期計画 (R3～R5)		←		第9期計画 (R6～R8)			→	
海田町障がい者基本計画	第2次計画 (H24～R2)	←					第3次計画 (R3～R11)					→	
海田町障がい福祉計画	第5期計画 (H30～R2)	←			第6期計画 (R3～R5)		←		第7期計画 (R6～R8)			→	
海田町障がい児福祉計画	第1期計画 (H30～R2)	←			第2期計画 (R3～R5)		←		第3期計画 (R6～R8)			→	
海田町子ども・子育て支援事業計画	←					第2期計画 (R2～R6)		←		こども計画(第3期計画) (R7～R11)			→
海田町男女共同参画基本計画	←			第2次計画 (H30～R4)		←		第3次計画 (R5～R9)			→		



## 7 地域福祉計画における圏域

地域共生社会を実現するうえで、地域住民が地域の課題を主体的に解決する環境をつくっていくことが重要であり、一定の範囲で検討や取組を行うことが大切です。

地域福祉を推進するには、住民が日常生活をおくる範囲、いわゆる生活圏域を考慮し、圏域を設定し、圏域ごとの課題に取り組む必要があります。

本計画では、「自治会」を最も身近で小さな圏域の単位とし、それよりも大きな圏域として「小学校区」「町全域」を設定しています。

地域での支え合いは、身近であるほどお互いの顔が見える関係性がつくりやすく、無理のない範囲で活動できるため、近隣のエリア(単位自治会の区域)が望ましい単位と考えられます。しかし、複雑な課題を抱えている人など、近隣だけでは解決することが難しい課題に対し柔軟な対応をするためには、地域の実情や特性に応じて、圏域を越えた連携を図ることも必要になります。

図表1-7 海田町における圏域の構成

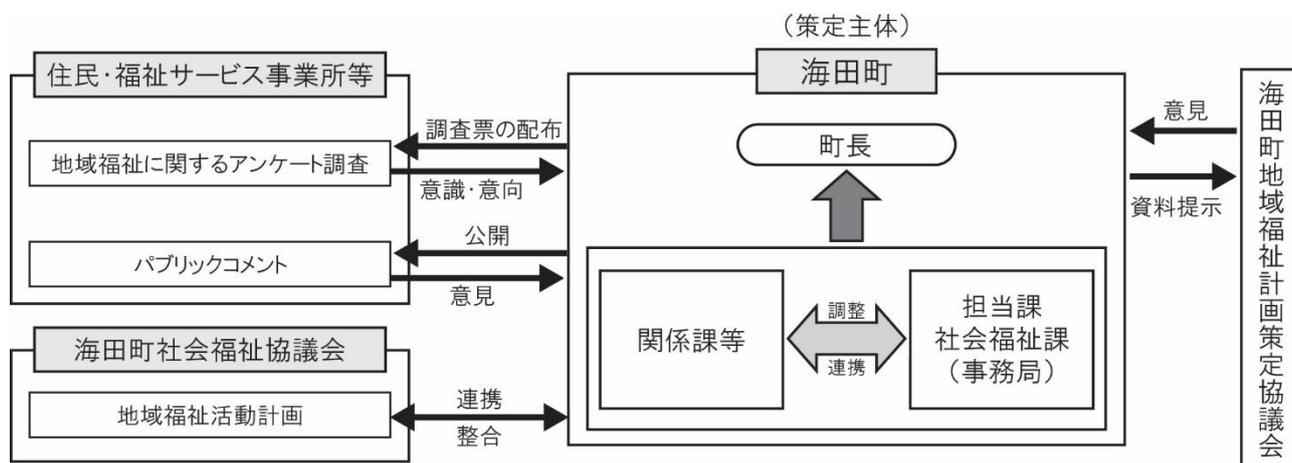


自治会の圏域	日常的な見守り,声掛け,話し相手や相談相手,各種サロン 等
小学校の圏域	登下校の見守り,自主防災訓練や災害時避難行動要支援者への取組, 課題を受け止める場 等
全町の圏域	協議体, 総合相談窓口 等

## 8 計画策定の体制

本計画は、アンケート調査などにより住民や福祉サービス事業所等の意見を踏まえるとともに、海田町社会福祉協議会との連携を図りながら、海田町地域福祉計画策定協議会での協議を通じ、海田町福祉保健部社会福祉課が担当課(事務局)となって関係課等との調整・連携のもと策定します。

図表1-8 計画策定の体制



## 9 SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた地域福祉の推進

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、平成27(2015)年に国連で採択された国際目標で令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指すものです。17の目標(ゴール)から構成されており、これらの目標には、地域福祉に関連の深い目標が含まれています。

住み慣れた地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現するための取組は、SDGsの17の目標(ゴール)のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」など、9つの目標(ゴール)に関連します。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていきますので、国際機関や国の動向をみながら、地域福祉に関する福祉施策に取り組んでいきます。

図表1-9 本計画に関わる SDGsのゴール



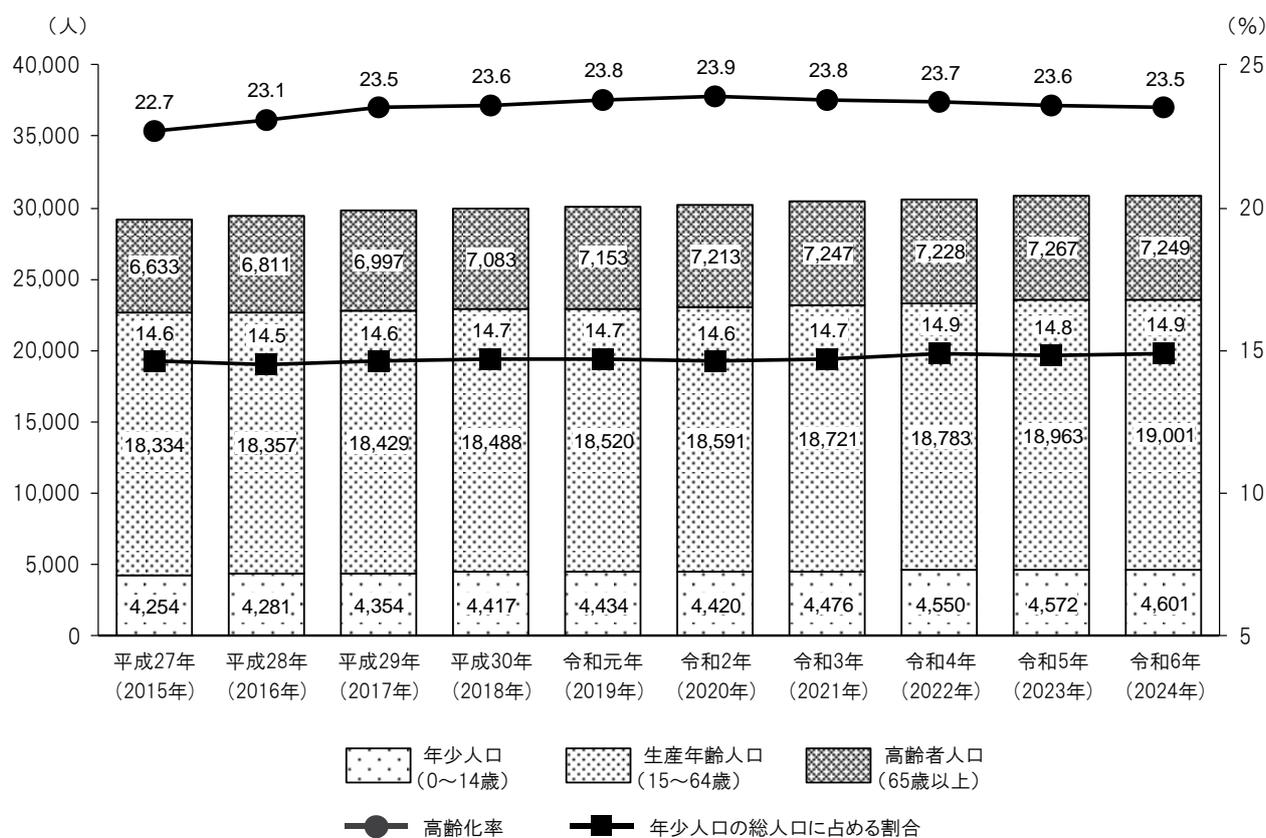
## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 統計データからみた現状

#### (1) 人口の推移

平成27(2015)年から令和6(2024)年にかけて、「年少人口」、「生産年齢人口」、「高齢者人口」のすべてが増加傾向にあります。令和6(2024)年と平成27(2015)年での増加率をみると、「年少人口」が 8.2%、「生産年齢人口」が 3.6%、「高齢者人口」が 9.3%となっており、比較的若い町である本町においても高齢化が進むことが予想されます。

図表2-1 年齢3区分の人口の推移



資料：住民基本台帳(各年9月末現在)

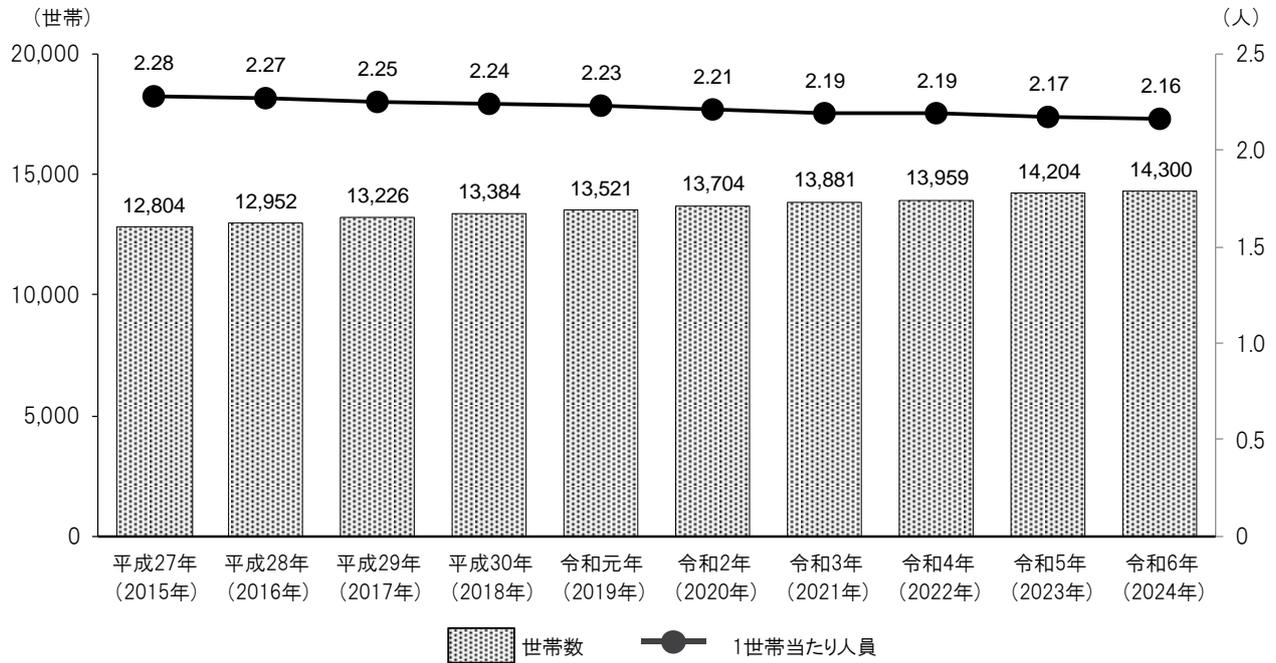
#### 産前産後サポート事業 (パパママ教室)



## (2) 世帯と平均世帯人数の推移

平成27(2015)年から令和6(2024)年にかけて、世帯数は増加の一途をたどっていますが、1世帯あたり人員は減少し続けています。

図表2-2 世帯数と1世帯あたり人員の推移

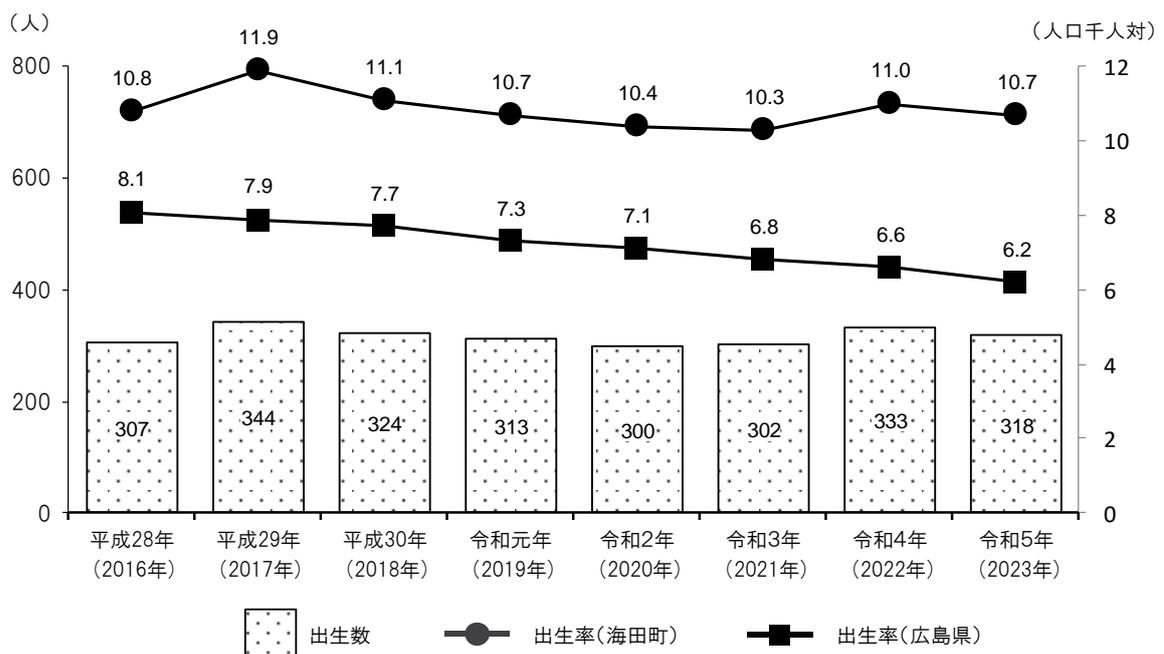


資料：住民基本台帳(各年9月末現在)

## (3) 出生率の推移

平成28(2016)年以降でみると、出生数は300人を超える水準で、ほぼ横ばいとなっています。出生率も出生数と同じように変化しており、広島県の出生率(平均)に比べ高くなっています。

図表2-3 出生数と出生率の推移

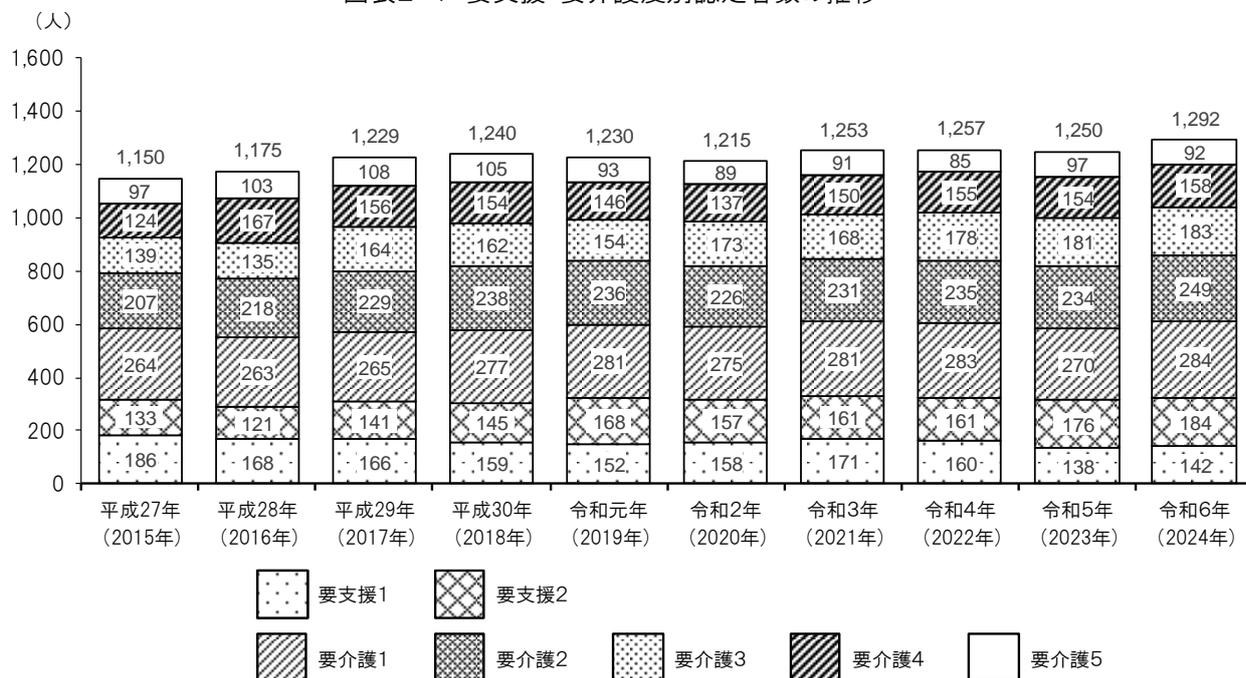


資料：広島県人口動態調査

#### (4) 要支援・要介護度別認定者数の推移

各認定区分で増減を繰り返し推移しており、令和6(2024)年は平成27(2015)年から142人増加し、1,292人となっています。

図表2-4 要支援・要介護度別認定者数の推移

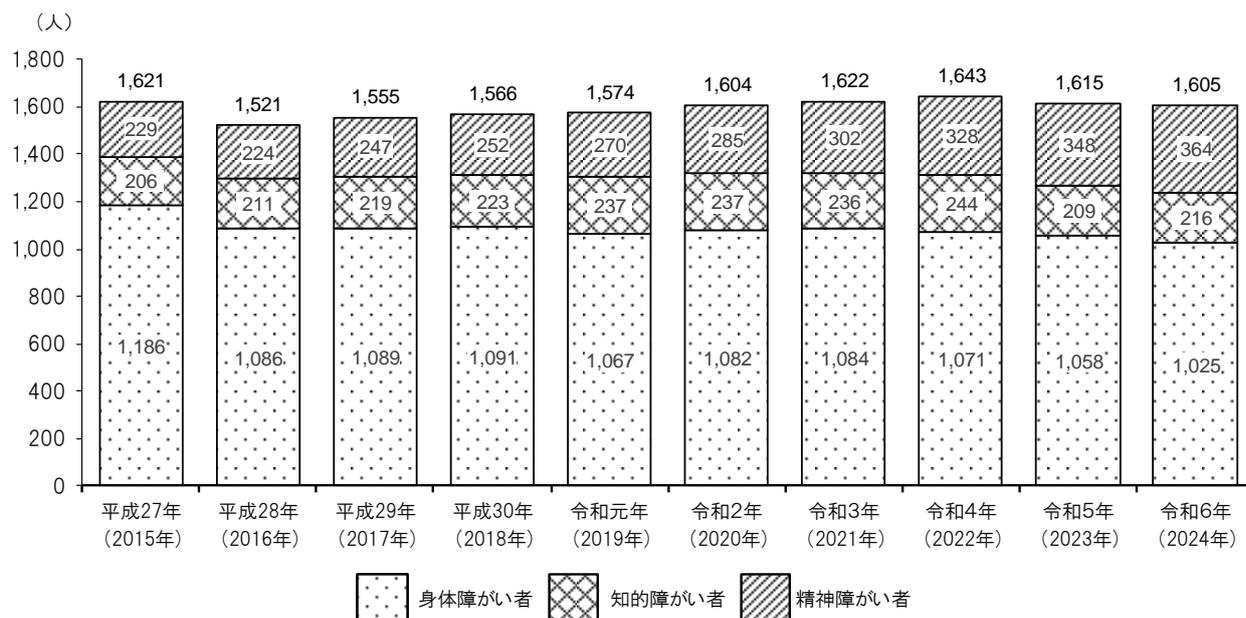


資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

#### (5) 障がい種別障がい者数の推移

身体障がい者と知的障がい者は、増減を繰り返し推移していますが、精神障がい者は平成28(2016)年以降、増加し続けています。

図表2-5 障がい種別障がい者数の推移



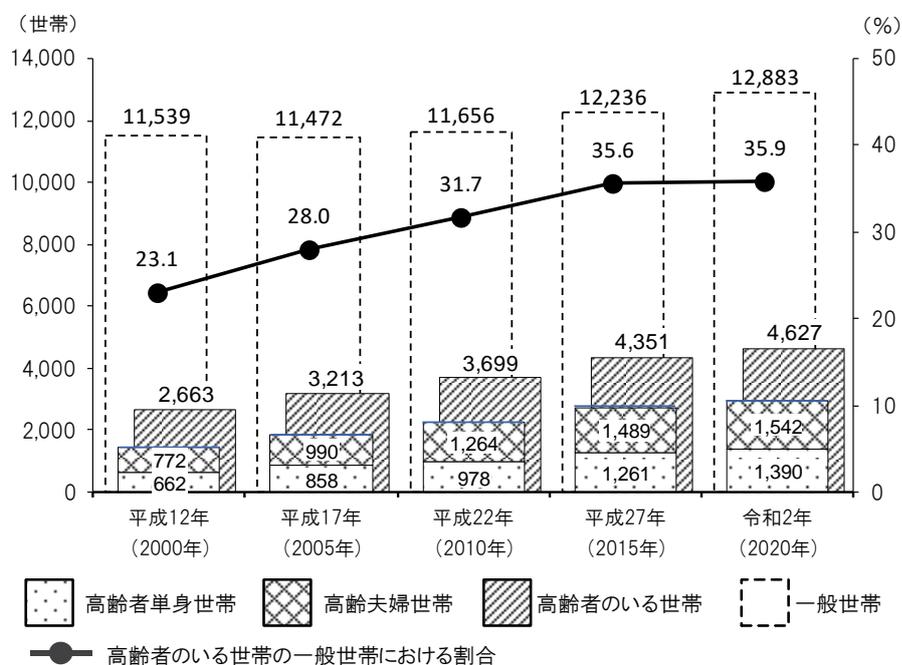
※各年4月1日時点

資料：第6期海田町障がい福祉計画・第2期海田町障がい児福祉計画  
第7期海田町障がい福祉計画・第3期海田町障がい児福祉計画

## (6) 高齢者(65歳以上)のいる世帯数の推移

平成12(2000)年以降, 高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯, 高齢者のいる世帯は増加し続けています。高齢者のいる世帯の一般世帯における割合をみると, 平成12(2000)年では23.1%であったが, 令和2(2020)年では35.9%と12.8ポイント高くなっています。

図表2-6 高齢者(65歳以上)のいる世帯数の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日時点)

**一般世帯**: 住居と生計を共にしている人の集まり, または一戸を構えて住んでいる単身者などをいいます。

**高齢者のいる世帯**: 平成17(2005)年以前は「65歳以上の親族のいる一般世帯」を, 平成22(2010)年以降は「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」をいいます。

**高齢夫婦世帯**: 夫65歳以上, 妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

**高齢者単身世帯**: 65歳以上の一人のみの一般世帯をいいます。



いきいきサロン



## 2 地域福祉に関する実態調査からみた現状

### (1) 地域福祉に関するアンケート調査実施の趣旨

社会福祉法第107条において、地域福祉計画の策定にあたっては、「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業を営業者」、「社会福祉に関する活動を行う者」の意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められています。

また、地域福祉は、地域に関わるすべてのものが主役となって進めていく必要があることから、本計画の策定にあたっては、地域住民、社会福祉関係団体・事業者、関係機関等の参加・参画により幅広く意見を聴き、その意向を反映した計画としていくために、町民アンケートと事業所アンケートを実施しました。

### (2) 調査の概要

調査の概要は、次のとおりです。

調査種別	町民アンケート	事業所アンケート
調査対象	16歳以上の町民から無作為抽出した3,000人	町内の福祉サービス等事業所(72事業所)
調査方法	郵送により調査票を送付 郵送もしくはインターネット回答による回収	郵送により調査票を送付 郵送もしくはインターネット回答による回収
調査期間	令和6年7月25日(木)～ 令和6年8月19日(月)	令和6年7月25日(木)～ 令和6年8月19日(月)
回収数(回収率)	1,552件(51.7%) ※上記件数のうち郵送回収が1,138件、インターネット回収が414件	66件(91.7%) ※上記件数のうち郵送回収が35件、インターネット回収が31件



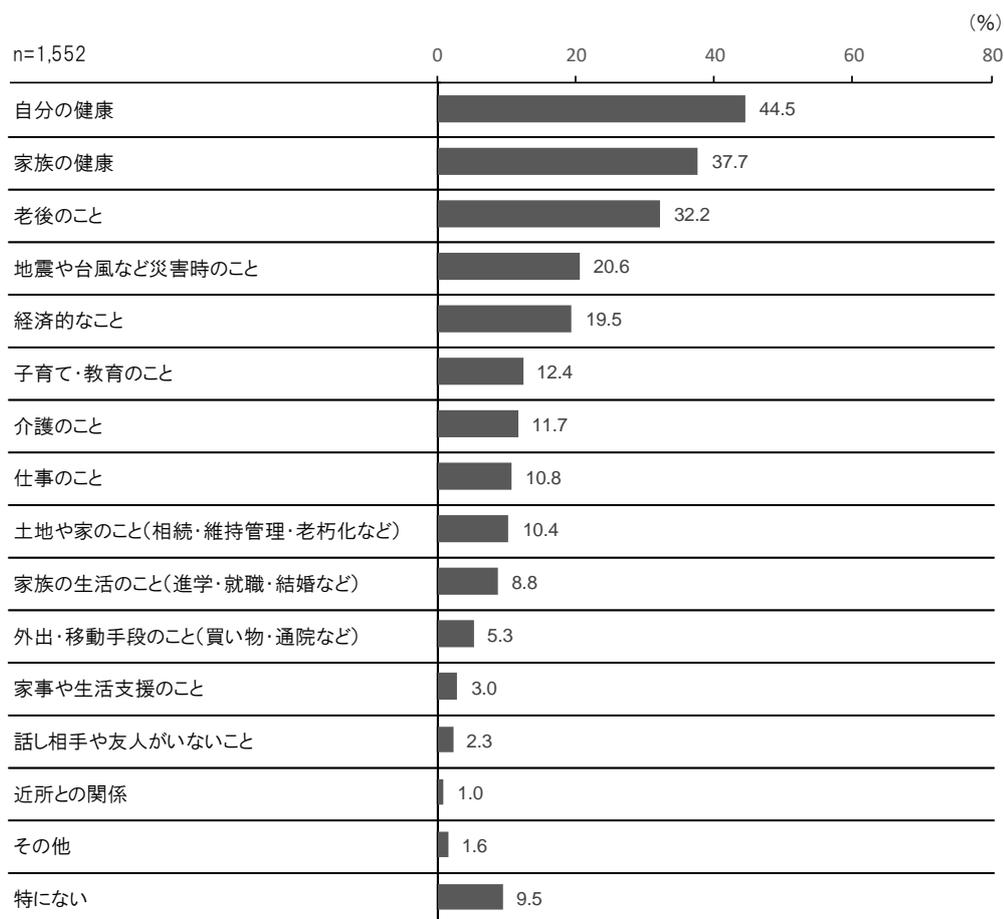
### (3) 調査結果の概要

#### 町民アンケート

#### 1 毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安(地域生活課題)

全体でみた悩みや不安は「自分の健康」が最も高く44.5%と半数近くになっており、次いで「家族の健康」(37.7%),「老後のこと」(32.2%)となっています。

図表2-7 毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安



#### 健康ウォーキング



毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安の傾向は、年齢や家族構成によって異なります。

図表2-8 毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安(属性、項目別)

(単位:%)

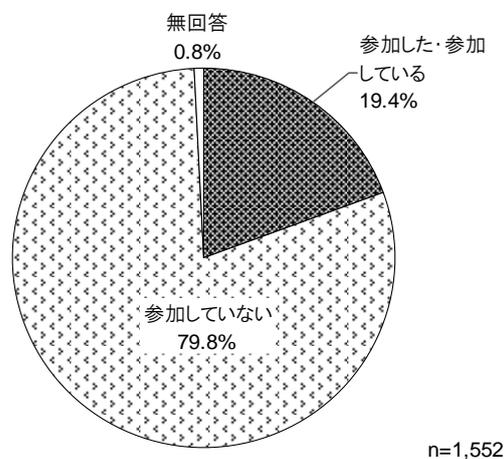
		自分の健康	家族の健康	介護のこと	老後のこと	家事や生活支援のこと	子育て・教育のこと	土地や家のこと	近所との関係	家族の生活のこと	話し相手や友人がいないこと	地震や台風など災害時のこと	仕事のこと	経済的なこと	外出・移動手段のこと	特にない
年齢階級別	19歳以下 (n=53)	22.6	9.4	3.8	3.8	1.9	1.9	3.8	1.9	<b>20.8</b>	3.8	15.1	3.8	17.0	9.4	<b>35.8</b>
	20～29歳 (n=89)	27.0	22.5	2.2	5.6	5.6	25.8	4.5	1.1	14.6	3.4	22.5	20.2	<b>37.1</b>	6.7	15.7
	30～39歳 (n=204)	19.1	35.3	2.9	14.2	7.4	<b>46.6</b>	5.4	2.5	6.9	5.4	24.5	16.7	26.5	3.9	11.3
	40～49歳 (n=228)	39.9	38.6	7.0	29.4	2.6	26.8	7.9	0.9	14.9	1.3	22.4	17.5	19.7	2.6	9.2
	50～59歳 (n=257)	37.7	43.6	15.2	46.3	1.2	4.3	12.8	1.2	14.4	1.6	24.1	17.5	21.8	3.1	5.8
	60～64歳 (n=109)	43.1	40.4	17.4	<b>53.2</b>	1.8	0	<b>20.2</b>	1.8	6.4	1.8	14.7	14.7	21.1	0.9	6.4
	65～69歳 (n=122)	51.6	40.2	12.3	39.3	0.8	0.8	11.5	0	6.6	2.5	19.7	4.1	16.4	2.5	8.2
	70～74歳 (n=148)	58.8	45.9	11.5	44.6	1.4	0	12.8	0.7	3.4	2.0	18.2	2.0	15.5	4.7	8.8
	75～79歳 (n=128)	68.0	46.1	14.8	35.9	3.1	0	14.8	0	2.3	0	15.6	0.8	15.6	6.3	9.4
	80歳以上 (n=195)	68.2	32.3	<b>22.6</b>	28.2	3.6	0	10.3	0.5	1.5	2.1	19.5	1.0	7.7	<b>15.4</b>	6.2
家族構成別	単身世帯 (n=251)	<b>64.5</b>	11.2	12.4	35.5	5.6	0.8	10.0	0.8	2.8	4.8	21.5	12.7	22.3	6.0	11.2
	夫婦のみ世帯 (n=443)	49.9	<b>48.1</b>	14.9	<b>42.2</b>	1.8	3.4	11.7	0.7	3.2	2.3	20.5	6.3	13.3	8.4	7.4
	二世帯世帯 (n=728)	33.8	41.1	8.9	26.1	3.0	<b>22.9</b>	9.2	1.4	<b>14.8</b>	1.6	21.3	12.6	22.1	3.6	9.8
	三世帯世帯 (n=74)	48.6	35.1	16.2	18.9	2.7	8.1	14.9	0	6.8	1.4	14.9	10.8	18.9	4.1	13.5

□で囲まれた割合は他の区分よりも高値になっているもの

## 2 地域活動への参加

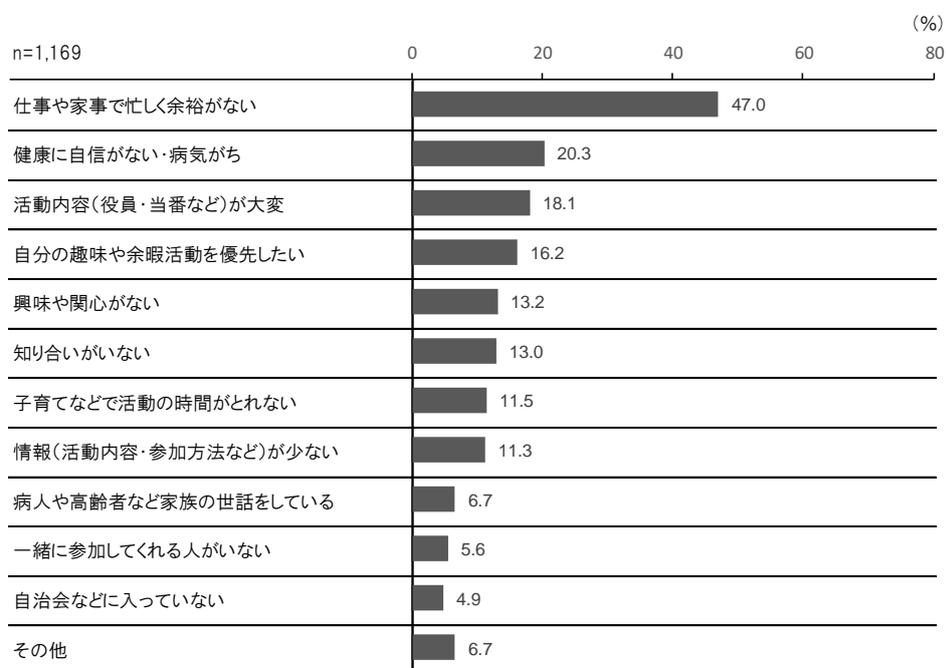
現在または最近1年間、地域活動やボランティア活動に参加している人は、全体で19.4%と2割を下回っており、「参加していない」は79.8%と約8割となっています。

図表2-9 地域活動やボランティア活動への参加状況



地域活動に「参加したくない」または「わからない」を選んだ理由としては、全体では「仕事や家事で忙しく余裕がない」が47.0%と最も高く、次いで「健康に自信がない・病気がち」(20.3%)、「活動内容(役員・当番など)が大変」(18.1%)となっています。

図表2-10 地域活動等に参加しない主な理由



地域活動等に参加しない主な理由の傾向は、年齢や家族構成、居住年数によって異なります。

図表2-11 地域活動等に参加しない主な理由(属性別)

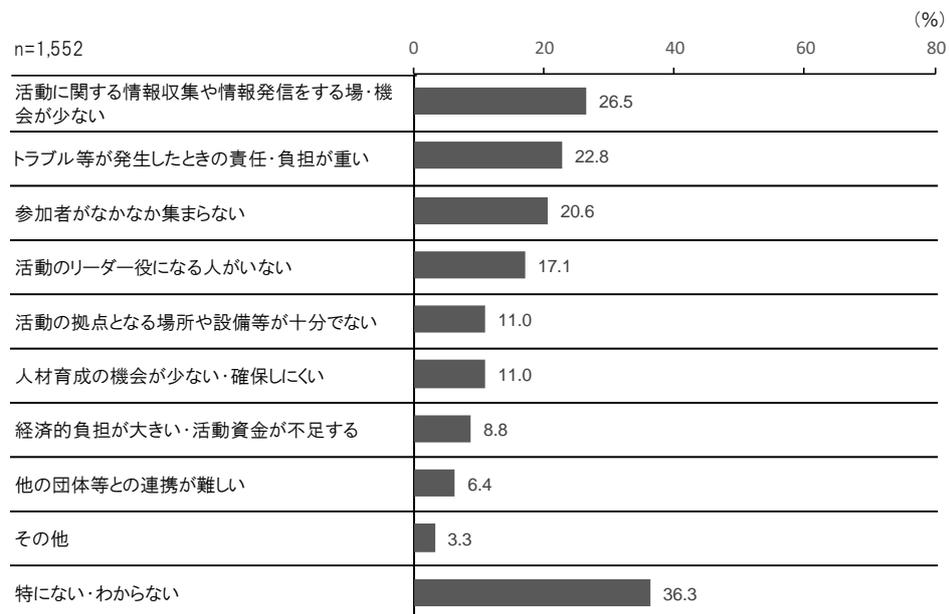
(単位:%)

		仕事や家事で忙しく余裕がない	子育てなどで活動の時間がとれない	病人や高齢者など家族の世話をしている	自分の趣味や余暇活動を優先したい	情報が少ない	活動内容が大変	一緒に参加してくれる人がいない	知り合いがいない	健康に自信がない・病気がち	自治会などに入っていない	興味や関心がない
年齢階級別	19歳以下 (n=37)	27.0	0	0	<b>37.8</b>	10.8	8.1	10.8	8.1	0	0	16.2
	20～29歳 (n=71)	59.2	21.1	1.4	25.4	11.3	8.5	5.6	<b>23.9</b>	4.2	4.2	9.9
	30～39歳 (n=167)	71.9	<b>41.3</b>	3.0	14.4	15.0	16.8	3.6	15.6	1.8	4.2	12.0
	40～49歳 (n=177)	74.0	23.2	2.3	19.8	10.2	16.9	2.3	11.9	6.8	3.4	16.4
	50～59歳 (n=204)	65.2	2.9	10.3	16.7	11.8	<b>27.0</b>	7.4	18.6	11.3	3.9	10.8
	60～64歳 (n=88)	54.5	0	<b>20.5</b>	6.8	17.0	21.6	9.1	12.5	22.7	9.1	10.2
	65～69歳 (n=88)	33.0	1.1	8.0	12.5	13.6	21.6	5.7	11.4	29.5	9.1	17.0
	70～74歳 (n=110)	18.2	1.8	4.5	22.7	9.1	20.0	5.5	10.9	34.5	5.5	<b>24.5</b>
	75～79歳 (n=84)	10.7	0	9.5	15.5	9.5	17.9	4.8	6.0	42.9	6.0	11.9
	80歳以上 (n=132)	2.3	0	6.8	6.8	5.3	10.6	5.3	6.1	<b>54.5</b>	3.8	6.1
家族構成別	単身世帯 (n=193)	39.4	1.0	2.6	15.0	11.4	11.9	9.3	<b>17.6</b>	23.8	7.8	17.1
	夫婦のみ世帯 (n=327)	36.7	2.1	8.3	20.2	11.0	22.0	5.5	12.5	28.7	5.2	13.5
	二世帯世帯 (n=554)	<b>57.8</b>	<b>21.1</b>	7.4	15.5	12.1	18.6	3.8	12.3	13.0	3.8	11.7
	三世帯世帯 (n=54)	31.5	7.4	7.4	7.4	5.6	13.0	7.4	11.1	29.6	1.9	11.1
居住年数	1年未満 (n=33)	66.7	30.3	3.0	18.2	6.1	9.1	3.0	24.2	0	6.1	6.1
	1年～5年未満 (n=126)	<b>75.4</b>	31.7	4.8	14.3	11.1	15.1	6.3	22.2	2.4	8.7	10.3
	5年～10年未満 (n=125)	65.6	28.0	1.6	18.4	11.2	20.8	3.2	19.2	12.0	7.2	13.6
	10年～20年未満 (n=187)	52.4	13.9	5.3	20.3	13.9	17.1	4.3	13.4	10.7	3.7	11.8
	20年～30年未満 (n=176)	51.1	4.5	7.4	18.2	9.7	19.9	8.5	14.8	19.3	2.8	17.0
	30年以上 (n=518)	31.3	2.9	8.9	13.9	11.0	18.5	5.4	7.9	<b>31.7</b>	4.2	13.5

□で囲まれた割合は他の区分よりも高値になっているもの

より良い地域活動・ボランティア活動を進める上での問題点では、「活動に関する情報収集や情報発信をする場・機会が少ない」(26.5%)と「トラブル等が発生したときの責任・負担が重い」(22.8%)が四分の一程度を占めています。

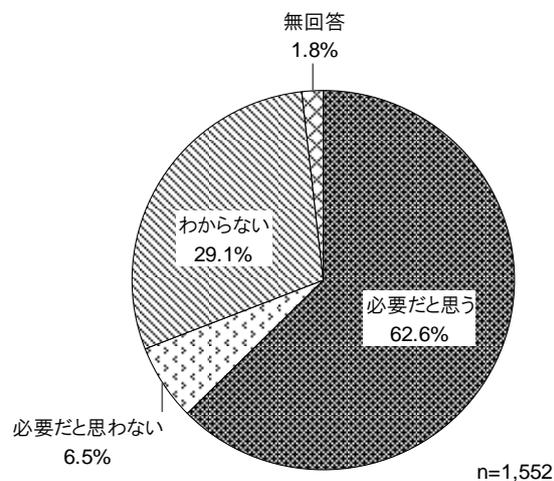
図表2-12 より良い地域活動・ボランティア活動を進める上での問題点



### 3 地域福祉の意識の醸成と推進

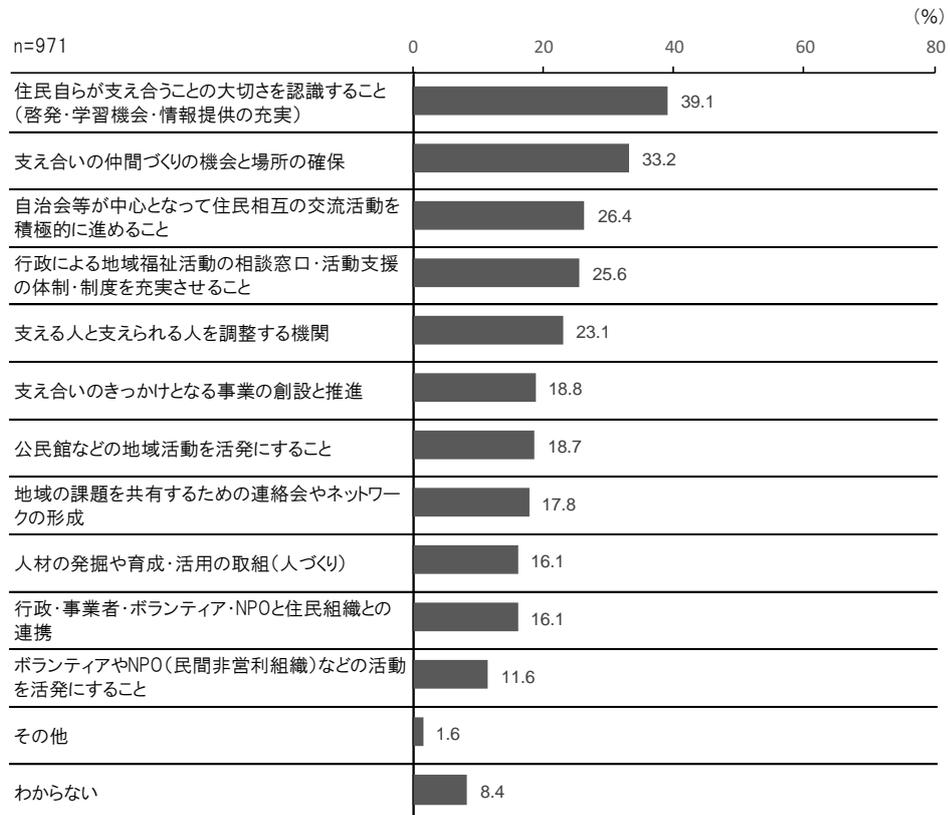
地域をより住みよくするために、住民の主体的な参加や協力による取組(=「地域福祉」)が必要だと思っている人が62.6%と6割を超えており、「わからない」としている人が3割弱(29.1%)となっています。

図表2-13 地域をより住みよくするための住民の主体的な参加や協力による取組の必要性



安心して地域で暮らせる支え合いの仕組みづくりのために地域で行っていく必要があると思われる取組においては、全体で見ると、「住民自らが支え合うことの大切さを認識すること（啓発・学習機会・情報提供の充実）」が 39.1%と最も高くなっていることから、更なる地域福祉の意識の醸成が求められます。

図表2-14 安心して地域で暮らせる支え合いの仕組みづくりのために地域で行っていく必要がある取組



空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン



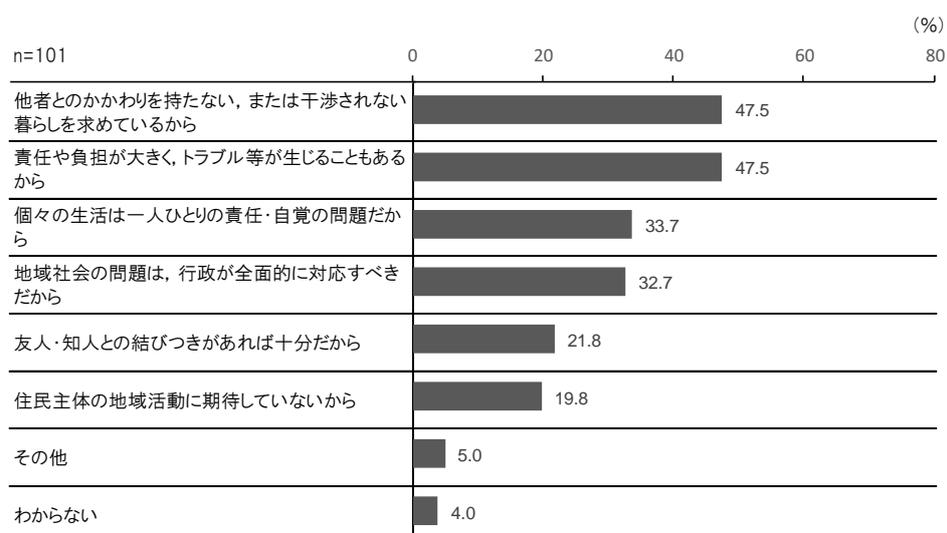
安心して地域で暮らせる支え合いの仕組みづくりのために地域で行っていく必要がある取組として上位に挙げられているものは、前回調査と大きな変化はありません。

図表2-15 安心して地域で暮らせる支え合いの仕組みづくりのために地域で行っていく必要がある取組の割合の高い上位5位

順位	今回調査(2024年)	前回調査(2019年)
1	住民自らが支え合うことの大切さを認識すること	住民自らが支え合うことの大切さを認識すること
2	支え合いの仲間づくりの機会と場所の確保	支え合いの仲間づくりの機会と場所の確保
3	自治会等が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること	自治会等が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること
4	行政による地域福祉活動の相談窓口・活動支援の体制・制度を充実させること	行政による地域福祉活動の相談窓口・活動支援の体制・制度を充実させること
5	支える人と支えられる人を調整する機関	人材の発掘や育成・活用の取組

住民の主体的な参加や協力による取組が必要ないと思う人の理由では、全体で見ると、「他者とのかかわりを持たない、または干渉されない暮らしを求めているから」、「責任や負担が大きく、トラブル等が生じることもあるから」が47.5%と最も高く、次いで「個々の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題だから」(33.7%)、「地域社会の問題は、行政が全面的に対応すべきだから」(32.7%)となっています。

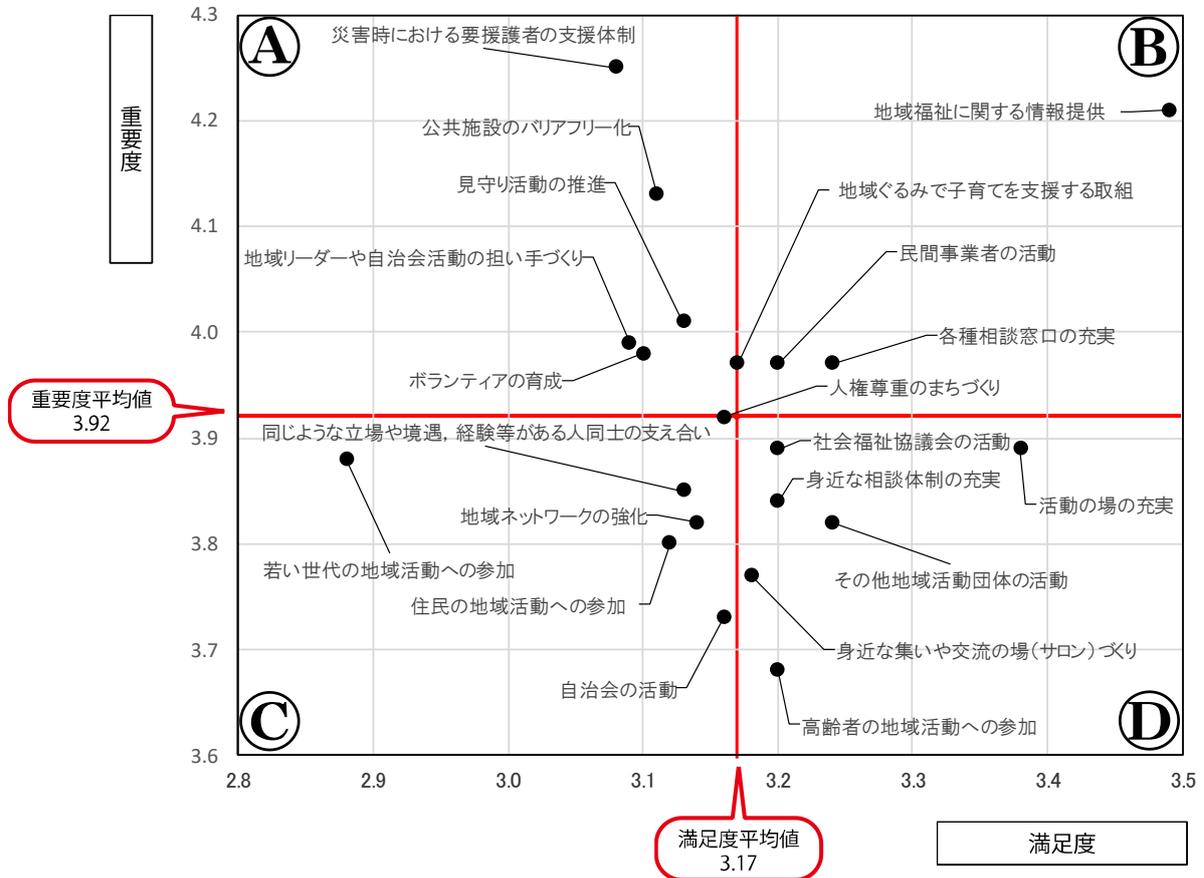
図表2-16 住民の主体的な参加や協力による取組が必要でないと思う理由



## 4 地域福祉施策の方向性

アンケート調査で地域福祉に関わる活動や取組についての現状に対する満足度と今後の重要性をうかがい、その回答結果を点数化し、各項目(活動や取組)を4つの領域に分類したものが下図になります。

図表2-17 地域福祉に関わる活動や取組についての満足度と重要度

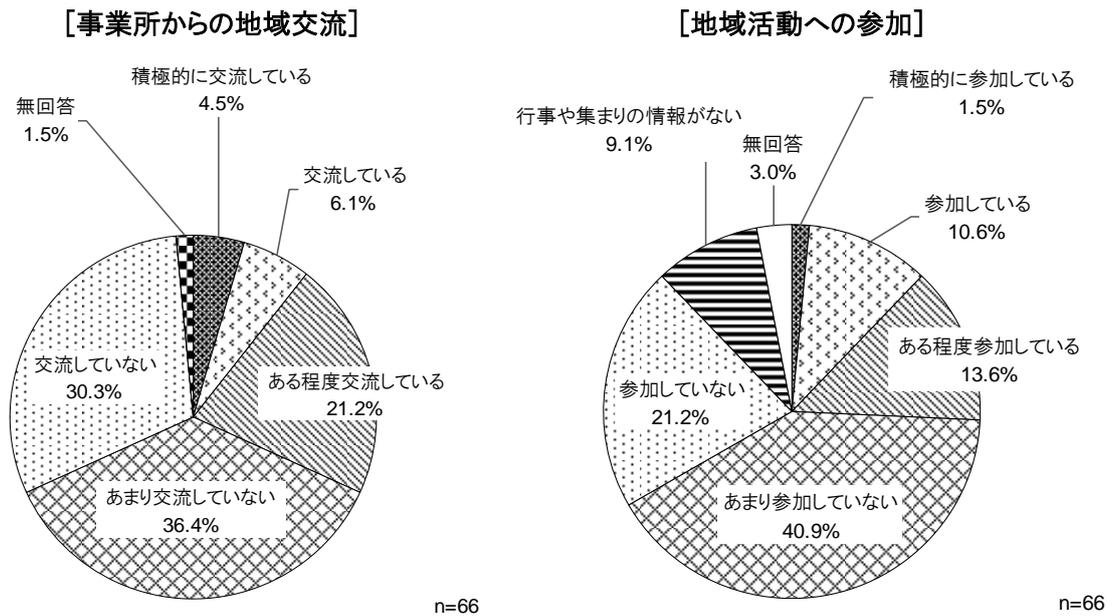


種別	主にこの領域に含まれる内容	今後どのようにすべきか
領域① (重要度が高く満足度が低い項目)	地域を支える人的基盤整備(「災害時における要援護者の支援体制」, 「見守り活動の推進」, 「地域リーダーや自治会活動の担い手づくり」, 「ボランティアの育成」等)	内容を見直していくべき
領域② (重要度と満足度の双方が高い項目)	情報提供や相談(「地域福祉に関する情報提供」, 「各種相談窓口の充実」等)	現状の方向性を継続していく
領域③ (重要度と満足度の双方が低い項目)	社会参加や支え合いの体制・環境(「同じような立場や境遇、経験などがある人同士の支え合い」(ピアサポート), 「地域ネットワークの強化」, 「若い世代の地域課題への参加」, 「住民の地域活動への参加」, 「自治会の活動」)	従来の取組について改善を検討する必要がある
領域④ (重要度が低く満足度が高い項目)	「社会福祉協議会の活動」, 「身近な相談体制の充実」, 「活動の場の充実」, 「身近な集いや交流の場(サロン)づくり」, 「高齢者の地域活動への参加」, 「その他地域活動団体の活動」	従来の取組の推進を図るとともに施策の重要性について周知を図っていくことが求められる

1 地域との交流

地域住民が参加できるイベントを開催するなどの地域住民との交流については、「積極的に交流している」、「交流している」、「ある程度交流している」を合わせると 31.8%になります。一方、地域住民の行事や集まりへの参加については、「積極的に参加している」、「参加している」、「ある程度参加している」を合わせると 25.7%となります。

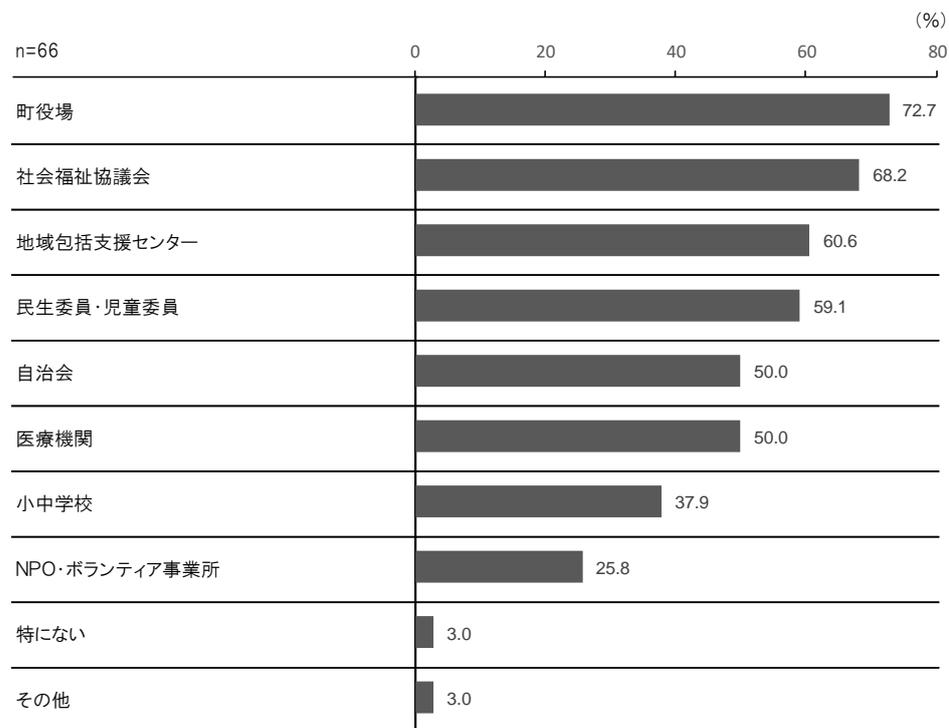
図表2-18 事業所の地域との交流



## 2 地域福祉に関する活動を行う際の関係機関等との連携

今後、地域福祉に関する活動を行う場合、さらに連携していきたい事業所や機関については、「町役場」(72.7%)、「社会福祉協議会」(68.2%)、「地域包括支援センター」(60.6%)の割合が高くなっています。

図表2-19 今後、地域福祉に関する活動を行う場合、さらに連携していきたい事業所や機関



海田町役場庁舎窓口



海田町社会福祉協議会(ひのうらセンター)



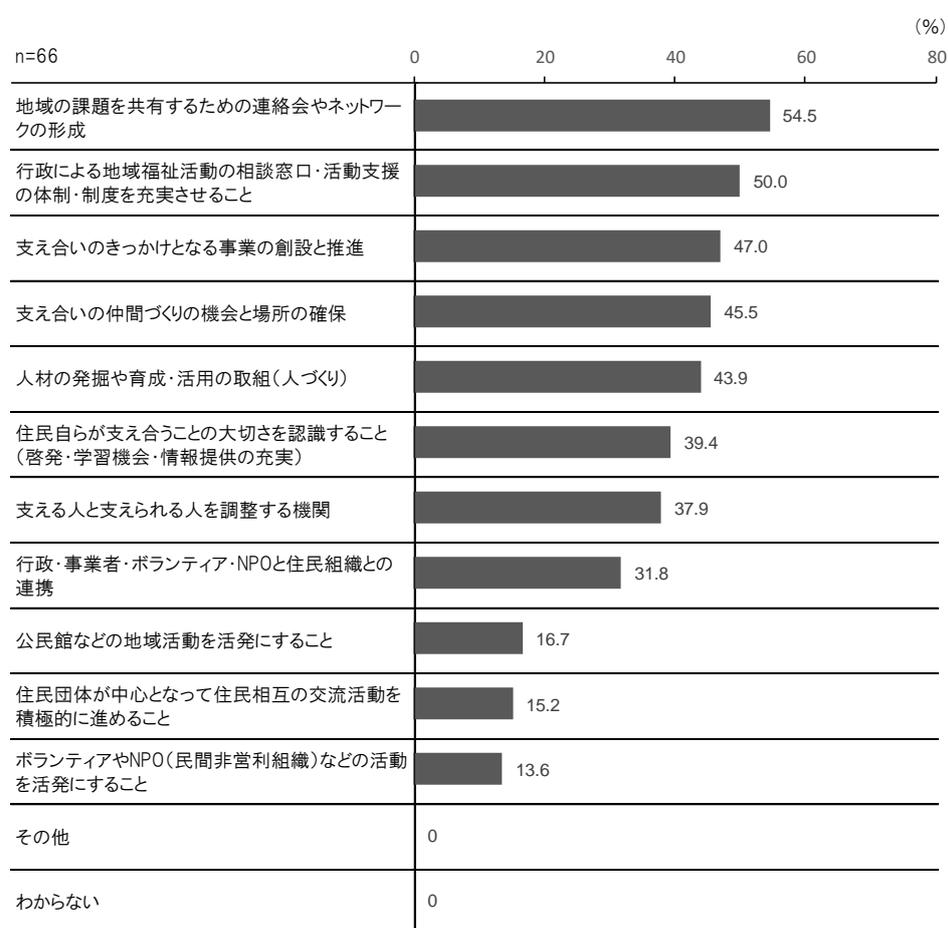
### 3 海田町の福祉施策をより充実させるための重要な取組

「地域の課題を共有するための連絡会やネットワークの形成」(54.5%)と「行政による地域福祉活動の相談窓口・活動支援の体制・制度を充実させること」(50.0%)が半数を超えています。

なお、町民アンケートでも同様の質問をしており、「行政による地域福祉活動の相談窓口・活動支援の体制・制度を充実させること」は 25.6%と4番目に高い割合になっています。

「住民自らが支え合うことの大切さを認識すること(啓発・学習機会・情報提供の充実)」においては、事業所アンケートで 39.4%, 町民アンケートで 39.1%とともに4割程度となっています。

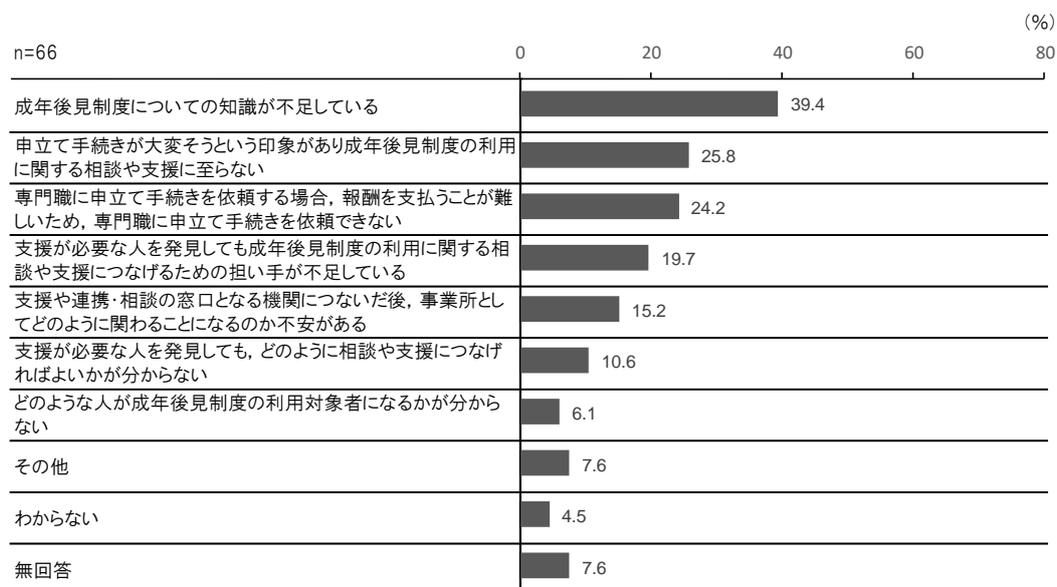
図表2-20 海田町の福祉施策をより充実させるための重要と考えられる取組



#### 4 成年後見制度の利用促進について

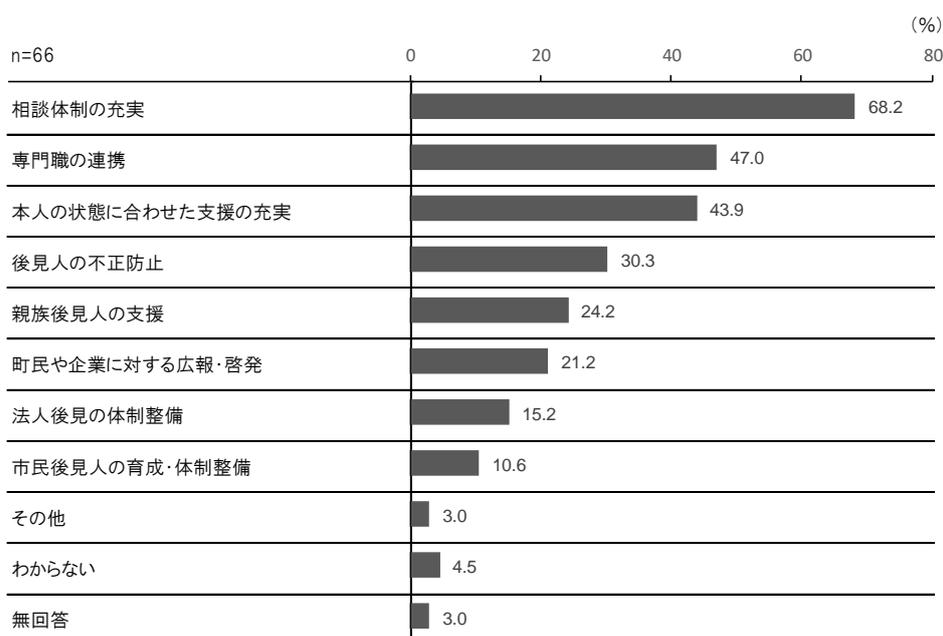
事業所において、成年後見制度の利用のための支援をする上での課題としては、「成年後見制度についての知識が不足している」が 39.4%と最も高く、次いで「申立て手続きが大変そうという印象があり成年後見制度の利用に関する相談や支援に至らない」(25.8%)となっています。

図表2-21 事業所において成年後見制度の利用のための支援をする上での課題



成年後見制度の利用の促進・充実のために必要なこととしては、「相談体制の充実」が 68.2%と最も高く、次いで「専門職の連携」(47.0%)、「本人の状態に合わせた支援の充実」(43.9%)となっており、成年後見制度の普及啓発と多機関での連携・支援が求められます。

図表2-22 成年後見制度の利用の促進・充実のために必要なこと



### 3 前計画(第3次計画)の取組

前計画(第3次計画)では、「みんなが主人公！ 支え合うまち・海田」を基本理念に、5つの基本目標、16個の基本施策を設定して、取組を展開してきました。

基本目標ごとの取組状況等は次のとおりです。

#### 基本目標 1 地域福祉を支える心と人づくり

これまでの取組として、「地域福祉を支える心と人づくり」を目標に掲げ、「福祉の心の醸成」や「福祉を支える人づくり」を基本施策とし、地域共生社会の実現に向け、地域福祉に関する情報提供や啓発活動を行ってきました。具体的には、広報やホームページ、LINEを活用した情報発信、社会福祉協議会との連携による講演会の開催、出前講座の実施、各家庭へのリーフレット配布、各小学校への人権絵本の配布などが挙げられます。これらの取組により、地域福祉に関する情報提供の充実や住民の福祉意識の醸成を図ってきました。

#### [前計画の指標と達成状況]

指標	前計画(第3次計画)		令和6年8月実施 アンケート調査結果 (達成状況)
	令和元年8月実施 アンケート調査結果	目指す方向 (令和6年度)	
地域福祉の認知度 (「よく知っている」または「だいたいのことは知っている」と回答した人の割合)	38.8%	アップ	33.1% (減少)
海田町社会福祉協議会の認知度 (「名称も活動内容もよく知っている」と回答した人の割合)	15.7%	アップ	13.7% (減少)
民生委員・児童委員の認知度 (「名称も活動内容もよく知っている」と回答した人の割合)	17.0%	アップ	22.8% (増加)
地域福祉に関する情報提供の満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	32.1%	アップ	44.9% (増加)

民生委員児童委員のあいさつ運動



社会福祉協議会のスマイルフェスタ



## 基本目標 2 つながりと支え合いの活動づくり

「つながりと支え合いの活動づくり」を目標に掲げ、様々な具体的施策を実施してきました。例えば、民生委員児童委員協議会(民児協)のあいさつ運動の支援や地域子育て支援センターでの集いの広場の開設、高齢者のフレイル予防に関する出前講座の実施、各学校での食育に関する授業など、多岐にわたる活動を行ってきました。また、障がいのある人の地域活動への参加促進や、多文化共生の社会づくりに向けた国際交流事業の支援、高齢者の社会参加を促進するシルバー人材センターの活動支援やいきいき活動ポイント事業なども進めてきました。

### [前計画の指標と達成状況]

指標	前計画(第3次計画)		令和6年8月実施 アンケート調査結果 (達成状況)
	令和元年8月実施 アンケート調査結果	目指す方向 (令和6年度)	
防犯や子どもの見守りに関する活動への参加 (現在または最近1年間で「防犯や子どもの見守りに関する活動」に参加したと回答した人の割合)	13.3%	アップ	9.3% (減少)
災害時における要配慮者の支援体制の満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	8.6%	アップ	10.2% (増加)
自治会の活動に対する満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	31.7%	アップ	23.8% (減少)
活動の場に対する満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	32.4%	アップ	30.6% (減少)

交通安全ボランティアによる見守り活動



防災フェア



### 基本目標 3 安心してサービスを利用できる条件づくり

「安心してサービスを利用できる条件づくり」を目標に掲げ、多様な手段による情報提供、地域活動の運営基盤づくりの支援などを重点施策として実施しました。具体的には、広報やホームページ、SNS など ICT を活用した情報提供のほか、分かりやすい言葉やフォントの使用、手話通訳の設置といった施策を行ってきました。また、個人情報の適切な取り扱いと保護にも努め、住民や福祉サービス事業者に必要な情報を提供してきました。

#### [前計画の指標と達成状況]

指標	前計画(第3次計画)		令和6年8月実施アンケート調査結果(達成状況)
	令和元年8月実施アンケート調査結果	目指す方向(令和6年度)	
「身近な相談体制の充実」に対する満足度(「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	10.1%	アップ	14.4%(増加)
「各種相談窓口の充実」に対する満足度(「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	13.5%	アップ	20.0%(増加)
「民間事業者の活動」(介護サービス事業など)に対する満足度(「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	10.7%	アップ	14.3%(増加)

### 基本目標 4 だれもが安心して暮らせる環境づくり

「だれもが安心して暮らせる環境づくり」を目標に掲げ、福祉のまちづくり、人権尊重のまちづくりなどを推進してきました。具体的な取組として、人権啓発事業や男女共同参画に関する情報提供、バリアフリー法に基づく施設整備等に関する指導、コミュニティバスの運行改善、福祉タクシー券の交付、手話通訳者・要約筆記者の派遣、成年後見制度の普及啓発、こども家庭センターの設置、虐待やDV<sup>1</sup>防止の啓発、生活困窮者支援、自殺対策の実施などが挙げられます。

#### [前計画の指標と達成状況]

指標	前計画(第3次計画)		令和6年8月実施アンケート調査結果(達成状況)
	令和元年8月実施アンケート調査結果	目指す方向(令和6年度)	
人権尊重のまちづくりに対する満足度(「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	9.3%	アップ	11.8%(増加)

<sup>1</sup> DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者やパートナーによる身体的、精神的、性的、経済的などの様々な暴力。

## 基本目標 5 包括的な支援体制づくり

「包括的な支援体制づくり」を目標に掲げ、「地域住民が地域生活課題の把握・解決を試みることができる環境の整備」、「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止められる体制の整備」、「多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備」を基本施策とし、重層的支援体制整備事業として、誰一人取り残さない、断らない相談支援体制を社会福祉協議会と連携して取り組むなど、様々な取組を行ってきました。

### 〔前計画の指標と達成状況〕

指標	前計画(第3次計画)		令和6年8月実施アンケート調査結果(達成状況)
	令和元年8月実施アンケート調査結果	目指す方向(令和6年度)	
地域ネットワーク(自治会, ボランティア団体などの交流や協力)に関する満足度(「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	10.7%	アップ	10.8%(増加)

福祉授業(ボランティア活動)



ボランティア人間塾(社会福祉協議会)



住民主体のつながりの場(社会福祉協議会 かがやき人)



#### 4 海田町の地域福祉を取り巻く課題

「統計データ」、「地域福祉に関する実態調査の結果」、「前期計画の取組」から見える次の4つの課題解決に向けて取組方針を立て、具体的な施策を展開するものとします。

##### 課題1 福祉に対する意識の向上

地域福祉の推進のためには、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に居住するすべての人が、地域社会の一員として福祉について関心を持つとともに、あらゆる分野の活動に参加できることが重要となります。また、個々の特性や違いを踏まえ、お互いを尊重し合える地域社会を構築していくことが地域福祉には不可欠となります。町民アンケートでは、地域をより住みよくするために、住民の主体的な参加や協力による取組(=「地域福祉」)が必要だと思っている人が6割を超えており、安心して地域で暮らせる支え合いの仕組みづくりのために地域で行っていく必要があると思われる取組では、「住民自らが支え合うことの大切さを認識すること(啓発・学習機会・情報提供の充実)」が約4割と最も高くなっていました。

住民が地域福祉に関心を持てるような取組と機会の提供が必要となります。

課題解決の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉に関する情報提供と広報活動の推進</li> <li>○ 地域の福祉イベントや講座の開催</li> <li>○ 地域住民との交流機会の創出</li> <li>○ 福祉教育の推進</li> <li>○ ボランティア活動推進と支援</li> <li>○ 地域福祉計画への住民参加</li> <li>○ 福祉サービス利用者の声を反映させる仕組みづくり</li> </ul>
第4次計画における課題解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本施策 1-1 福祉の心の醸成</li> <li>基本施策 4-1 福祉のまちづくりの推進</li> <li>基本施策 4-3 権利擁護と虐待等の防止</li> </ul>

## 課題 2 複合化・複雑化した地域生活課題への対応

町民アンケートでの「毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安」において、全体でみると「自分の健康」が最も割合の高い課題といえますが、年齢や家族構成など属性別にみえていくと、ライフステージや生活環境等によって課題に対する取り組み方も異なってくるのがわかります。近年では、地域住民の福祉ニーズ、支援ニーズが複雑化・複合化していることが指摘されていますが、様々な分野の課題が絡み合っ生じる課題については、単一的な支援だけでは対応することが困難であり、包括的な支援と多機関の連携が求められます。

課題解決の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域のニーズ把握と情報共有</li> <li>○ 地域包括ケアシステムの強化</li> <li>○ 住民の力を活かすコミュニティ支援</li> <li>○ 福祉分野におけるデジタル化の推進</li> <li>○ 予防的アプローチと支援策の早期提供</li> <li>○ 持続可能な支援体制の構築</li> <li>○ 重層的支援体制整備事業の推進</li> </ul>
第4次計画における課題解決に向けた取組	<p>基本施策 2-4 地域における福祉活動を支える環境・条件の整備</p> <p>基本施策 3-2 相談体制の充実</p> <p>基本施策 3-3 多様な福祉サービスの提供体制づくり</p> <p>基本施策 4-3 権利擁護と虐待等の防止</p> <p>基本施策5-2 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止められる体制の整備</p> <p>基本施策5-3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備</p>

## 課題 3 地域で支え合う仕組みづくり

町民アンケートでの住民からみた「満足度」と「重要度」を使った分析によると、「災害時における要援護者の支援体制」、「公共施設のバリアフリー化」、「見守り活動の推進」、「地域リーダーや自治会活動の担い手づくり」、「ボランティアの育成」が、今後、内容を見直していくべき重要項目となっています。「課題 1」での住民の福祉意識の醸成と合わせて、地域の担い手を育てることが求められています。

課題解決の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域リーダーの育成プログラム</li> <li>○ ボランティア活動の促進</li> <li>○ 地域住民の交流促進</li> <li>○ 地域福祉の啓発活動</li> <li>○ 福祉に関する教育・研修機会の提供</li> <li>○ 企業や団体との連携強化</li> <li>○ 地域住民の意識調査とニーズ把握</li> </ul>
第4次計画における課題解決に向けた取組	<p>基本施策 1-2 福祉を支える人づくり</p> <p>基本施策 2-1 身近な支え合いのつながりづくり</p> <p>基本施策 2-2 地域における支え合いの活動の充実</p>

第4次計画における 課題解決に向けた取組	基本施策 2-3 見守りや防災・防犯活動等の推進 基本施策 2-4 地域における福祉活動を支える環境・条件の整備 基本施策 4-2 移動やコミュニケーションの支援 基本施策 4-3 権利擁護と虐待等の防止 基本施策 4-4 生活困窮者の支援と自殺対策 基本施策 5-1 地域住民等が地域生活課題の把握・解決を試みることが できる環境の整備 基本施策 5-3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
-------------------------	--

#### 課題 4 情報提供における工夫

町では、広報やホームページ、LINEを活用した情報発信、出前講座の実施、各家庭へのリーフレット配布など多様な手法や機会を駆使し、福祉に関する情報提供や相談対応を行ってきました。

結果として、前期計画の目標指標であった「地域福祉に関する情報提供」、「身近な相談体制の充実」、「各種相談窓口の充実」での満足度では、令和元年度の実績を大きく上回るものとなりました。

しかし、「地域福祉の認知度」は 33.1%にとどまり、令和元年度の実績を下回る結果となっています。

今後は、“情報を必要とする人”に“わかりやすい情報”を“適切なタイミング”で提供できる方法を検討していくとともに、地域福祉に関する情報の提供を一層強化していくことが求められます。

課題解決の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信技術を活用した情報発信や講座等の開催、アウトリーチ<sup>2</sup>(訪問)など多様な手法や機会を活用した情報発信</li> <li>○ 情報の到達度、分かりやすさ、適時性などにおける課題に対応した情報発信手段の検討</li> </ul>
第4次計画における 課題解決に向けた取組	基本施策 3-1 情報提供の充実

<sup>2</sup> アウトリーチ：積極的に対象者のいるところに向かい働きかけることをいいます。

## 第3章 第4次海田町地域福祉計画

### 1 基本理念

社会福祉法では、地域住民等は地域福祉の推進に努める主体として位置づけられています(法第4条第1項)。また、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していくことが求められています。

こうしたことは、第1次から第3次海田町地域福祉計画の基本理念である「みんなが主人公！ 支え合うまち・海田」の考え方と一致するものです。

このため、本計画においては、地域共生社会の実現に向けた基本理念として、これまでの基本理念を継承することとします。

#### 【地域共生社会の実現に向けた基本理念】

## みんなが主人公！ 支え合うまち・海田

住民一人ひとりが主人公になって、  
安心して暮らし、幸せを感じる、  
支え合うまち・海田をつくろう。

### 2 基本目標

地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進のための基本目標(取組の柱)として、基本理念及び地域福祉に関わる基本課題や計画に盛り込むべき事項を踏まえながら、様々な主体が協力・連携して取り組むことを意図して、5つの基本目標を設定します。

#### 【基本目標 1】 地域福祉を支える心と人づくり

だれもが住み慣れた地域で、自分らしさを尊重され、生きがいを持って暮らしていける仕組みを整えていくためには、住民一人ひとりが「我が事」として、地域の生活課題に取り組むことが重要であり、福祉教育等を通じて地域全体の福祉意識の醸成を図ります。

また、誰一人取り残されることのない社会を目指し、住民、地域団体、福祉事業者、行政などの相互の連携・協力、そして、社会資源の活用や人材育成などを通じて持続可能な地域福祉を推進します。

#### 【基本目標 2】 つながりと支え合いの活動づくり

だれもが孤立することなく、豊かで安心な生活を送るためには、地域とのつながりや支え合いは大切です。地域との交流や見守り、支え合い、そして地域活動やボランティア活動などのつながりと

支え合いの活動を推進することで、地域全体の福祉を向上させ、住民一人ひとりが安心して暮らせる環境を整えていきます。

### **【基本目標 3】 安心してサービスを利用できる条件づくり**

地域社会を取り巻く環境の変化により複雑化・多様化する生活課題に対応するため、福祉サービス等の質を向上させることはもとより、だれもが必要なときに適切な福祉サービスを利用することができるよう、相談体制の充実と積極的な情報発信に取り組みます。

### **【基本目標 4】 だれもが安心して暮らせる環境づくり**

だれもが暮らしやすい地域をつくっていくためには、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人を思いやる心のバリアフリーが必要になります。住環境や心身における安全性が確保されるだけでなく、社会的なつながりや支援体制を充実させていくことも重要です。特に、高齢者や障がいを持つ人や子育て中の家庭など、支援を必要とする人々が孤立することなく地域社会の一員として尊重される環境づくりが求められます。

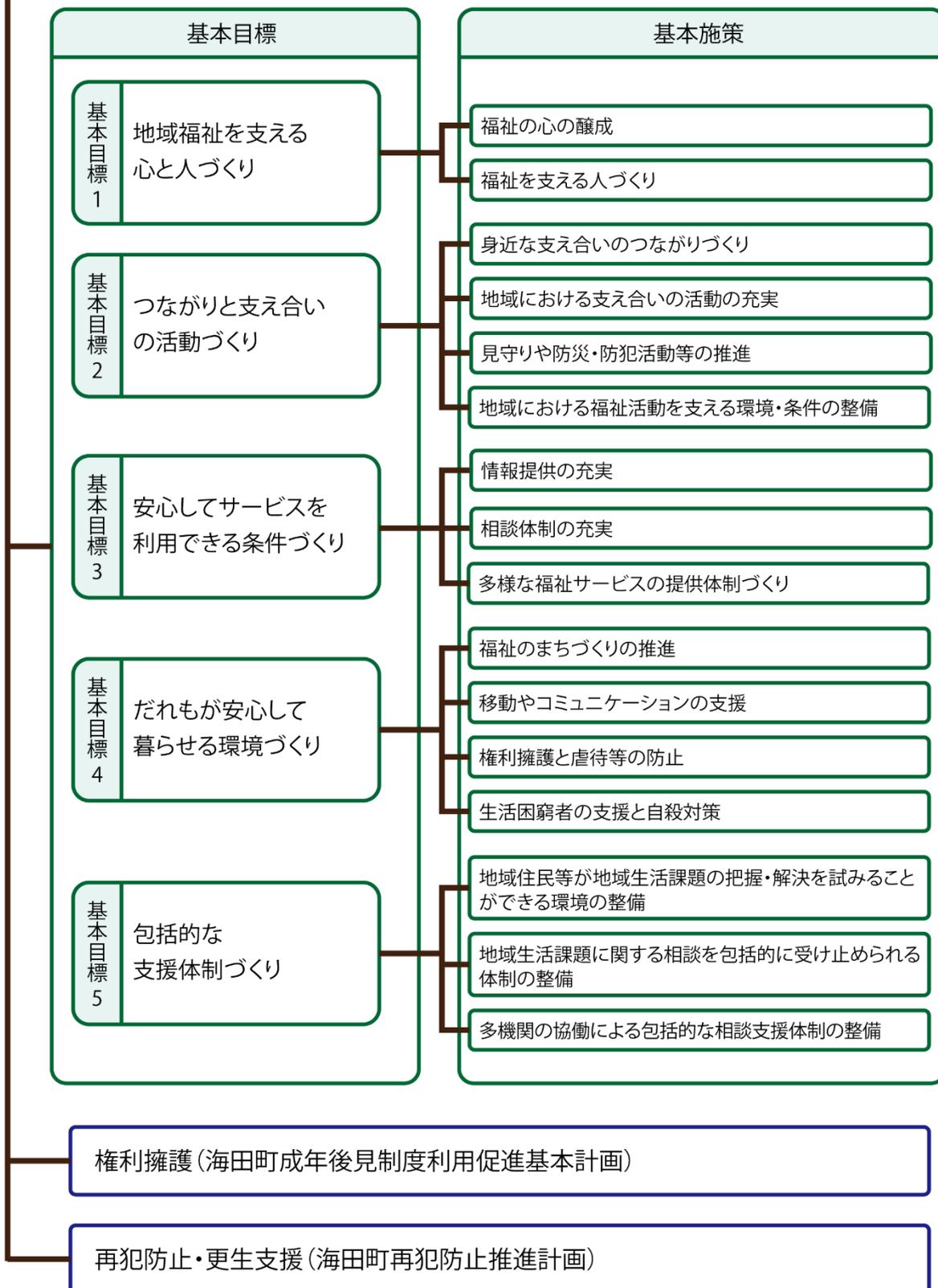
### **【基本目標 5】 包括的な支援体制づくり**

地域のすべての住民が安心して生活できる環境を整えるため、福祉、医療、教育、子育て支援など多岐にわたる分野が連携し、個々のニーズに応じた適切な支援を提供するための仕組みを構築していきます。住民の多様な課題に対して柔軟かつ迅速に対応し、支援が必要な人に途切れることなく適切なサービスが提供できるような体制を整備し、地域の健康と福祉を推進します。

### 3 施策の体系

#### 基本理念

## みんなが主人公! 支え合うまち・海田



## 4 基本施策の展開

### 基本目標 1 地域福祉を支える心と人づくり

#### 基本施策 1-1 福祉の心の醸成

##### 【施策の方向性】

地域福祉の底流となる住民の福祉に対する心をはぐくみ、高めていくため、地域共生社会や福祉意識の啓発、生涯を通じての福祉教育の推進及び福祉教育におけるふれあい・交流活動の促進に取り組めます。

##### 【今後の取組】

#### 福祉意識の啓発

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 広報などにおける福祉に関する情報を把握しましょう。
- 講演会や講座などへの参加に努めましょう。
- 地域福祉に関わる広報や講演会などの情報の把握に努め、関心や知識を高めましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- 福祉に関して学ぶ機会を確保しましょう。
- 講演会の開催や参加促進に協力しましょう。
- 出前講座の制度を活用しましょう。

##### 社会福祉協議会の取組

- 地域福祉活動を通じた PR により社会福祉協議会の認知度を高めます。
- 行政と連携して、地域福祉に関する情報提供などに取り組めます。

##### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
地域共生社会や福祉に関する情報の提供と啓発	
○ 広報や町ホームページ、SNS等様々な情報手段を活用して、地域共生社会や福祉に関する情報の提供と意識啓発に取り組めます。	社会福祉課
○ わかりやすい表現や多言語での対応、町ホームページやSNS等の様々な情報手段の活用を努め、外国人への生活や福祉の情報の提供や啓発に取り組めます。	社会福祉課 かいたブランド課
学習機会の確保・充実	
○ 社会福祉協議会との連携による地域共生社会に関する講演会や地域リーダー養成講座を開催し、学習機会を提供します。	社会福祉課
出前講座の充実と利用促進	
○ 広報やホームページ等を通じて、出前講座の案内を発信します。また、関心・興味が高まるような周知方法やメニュー内容などを検討し、出前講座の利用促進を図ります。	生涯学習課

出前講座(フレイルグループワーク)



出前講座(血圧測定)



## 福祉教育の推進

### 住民一人ひとりに期待すること

- 福祉や命の大切さを子どもに伝えましょう。
- 福祉について学ぶ機会に参加しましょう。
- 公民館等における講座や出前講座に参加しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 地域福祉の取組などについて、分かりやすく子どもたちに伝えましょう。
- PTAにおいて、福祉に関する講演会など学習機会の確保に取り組みましょう。
- 福祉に関する講座の充実や開催に協力しましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
幼児期における福祉教育の推進	
○ 保育園・幼稚園・認定こども園に対して人権絵本の配布を行い、思いやりの心やともに生きる心の醸成に努めます。	社会福祉課
○ 地域全体の障がい児支援の質の向上を図るため、児童発達支援センターの設置を検討します。	社会福祉課 こども課
学校における福祉教育の推進	
○ 幼保小連携協議会において保育所、幼稚園、認定こども園、小学校関係者の交流や連携を図ります。	こども課 学校教育課
○ 関係機関と連携し、保育体験や園児児童の遊びの交流などの取組を行います。	学校教育課
○ 児童生徒が福祉について学ぶ機会の確保・充実に努めます。	
地域における福祉教育の推進	
○ より多くの住民が参加しやすい日程やテーマなどを考慮しながら、福祉に関する講演会などの開催を図ります。	関係課

## 基本施策 1-2 福祉を支える人づくり

### 【施策の方向性】

地域福祉を支える人づくりを進めるため、ボランティアセンターの機能強化を図りながら、ボランティアの育成・支援や地域リーダーの育成に取り組むとともに、様々な世代や男女の参加による地域福祉活動が展開されるよう、担い手づくりを支援します。

### 【今後の取組】

#### 民生委員・児童委員の確保と活動支援

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 民生委員・児童委員の役割などを理解しましょう。
- 様々な悩みや問題を抱えたときは、民生委員・児童委員に相談しましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- 関係機関と連携しながら、地域の生活課題の解決に向けて取り組みましょう。

##### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 民生委員・児童委員の地域における身近な相談役としての役割について周知に努め、人材の確保と連携、活動の支援を行います。	社会福祉課

#### ボランティアの育成など住民活動等の支援

##### 住民一人ひとりに期待すること

- ボランティア活動に参加しましょう。
- ボランティアへ登録しましょう。
- 自分の特技など(技術・技能・知識等)を生かしてボランティアに参加しましょう。
- ボランティア育成講座などに参加しましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- ボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
- 子どもの見守りなどのボランティア活動を推進しましょう。

##### 社会福祉協議会の取組

- ボランティアセンターの機能強化に取り組みます。
- ボランティアの育成や相互交流の促進等に努めます。

##### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
住民活動センターの取組の充実	
○ 住民活動センターにおいて、住民活動の支援に取り組みます。	地域みらい課

取組	担当課
社会福祉協議会との連携	
○ 社会福祉協議会と連携し、ボランティアを担う人材の確保や研修、登録、情報提供、活動の場の提供、交流など、ボランティアの育成に取り組めます。	社会福祉課
シルバー人材センターとの連携	
○ シルバー人材センターとの連携のもと、広報かいたや庁舎内のデジタルサイネージを活用し、住民の特技やできることが生かせるボランティアや会員の登録増加を目指すとともに、その活用を促進します。	長寿保険課
企業の社会貢献活動の促進	
○ 企業の社会貢献への理解を高めるため効果的な情報発信を行い、地域福祉活動への協力や参加を促進します。	社会福祉課

## 地域リーダーの育成

### 住民一人ひとりに期待すること

- 自治会などの地域活動に参加するとともに、活動の企画や運営などにおいても、それぞれの個性や能力を発揮できる主体的な役割を担いましょう。
- リーダー研修会などに参加しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 自治会など地域活動団体において、リーダー(担い手)の育成に取り組まましょう。

### 社会福祉協議会の取組

- 自治会と連携し、各自治会における福祉委員の確保に努めます。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 社会福祉協議会との連携によるリーダー研修を実施し、地域福祉活動に関わるリーダーを育成します。	社会福祉課
○ 海田町自主防災リーダー育成講座を開催し、地域の防災活動について指導できる人材を育成するとともに、講座の周知や内容の充実を図り参加意欲を高めていきます。	防災課
○ 自治会活動の持続可能性を高めるための取組を検討していきます。	地域みらい課

### 読み聞かせボランティア



## 地域活動への参加の促進と担い手づくり

### 自治会活動への参加の促進

#### 住民一人ひとりに期待すること

- 自治会の活動に関心を持ち、機会を見つけて参加しましょう。

#### 地域の取組として期待すること

- 自治会における組織体制の充実に努めましょう。
- 自治会の担い手の育成や活動への参加促進に取り組みましょう。
- 近隣の自治会などと連携した取組を検討しましょう。

#### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 自治会の役割や活動について周知に努めるとともに、活動の持続可能性を高めるための取組を検討していきます。	地域みらい課

### 若い世代の地域活動への参加

#### 住民一人ひとりに期待すること

- 自治会やボランティア活動などに関心を持ち、機会を見つけて参加しましょう。

#### 地域の取組として期待すること

- 若い世代が参加しやすい雰囲気や条件づくりなどに取り組みましょう。

#### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 若い世代が参加しやすい行事、関心が高い行事など、他団体の事例等の情報収集と情報提供を行います。	地域みらい課

### 高齢者の地域活動への参加

#### 住民一人ひとりに期待すること

- 自治会やシルバー人材センター、ボランティア活動などに関心を持ち、機会を見つけて参加しましょう。

#### 地域の取組として期待すること

- 高齢者が参加しやすい雰囲気や条件づくりなどに取り組みましょう。

#### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 老人クラブ連合会や単位老人クラブの活動、自治会が主体的に行う高齢者の居場所づくりとなるような活動に対し、補助金を交付するなど活動を支援します。	長寿保険課

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種地域活動やレクリエーション活動をいきいき活動ポイント事業の対象として参加者の増加に向けた支援をします。</li> <li>○ ポイント事業の対象拡大について検討し、活動を支援していきます。</li> </ul>	長寿保険課

### 障がいのある人の地域活動への参加

#### 住民一人ひとりに期待すること

- 障がいのある人に、自治会の活動、行事などの情報を伝えたり、声かけをしましょう。
- 自治会やボランティア活動などに関心を持ち、機会を見つけて参加しましょう。

#### 地域の取組として期待すること

- 障がいのある人が参加しやすい雰囲気や条件づくりなどに取り組みましょう。

#### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町主催イベントへの出店機会の確保や、庁舎内販売会の定例開催などを通じて地域交流の場を提供します。</li> <li>○ 障がいのある人が地域の担い手として、様々な活動に参加していけるよう、環境づくりに取り組むとともに、広報やホームページ・SNS等への掲載など様々な媒体を活用し、活動の周知に努めます。</li> </ul>	社会福祉課

## [指標と目指す方向]

### 基本目標1 地域福祉を支える心と人づくり

指標	参考 (第3次計画での 値) 令和元年(2019)年	本計画での値 令和6(2024)年	目指す方向 令和11(2029)年 度
海田町社会福祉協議会の認知度 (「名称も活動内容もよく知っている」と回答した人の割合)	15.7%	13.7% (第3次計画から減少)	 (アップ)
民生委員・児童委員の認知度 (「名称も活動内容もよく知っている」と回答した人の割合)	17.0%	22.8% (第3次計画から増加)	 (アップ)
地域福祉に関する情報提供の満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	32.1%	44.9% (第3次計画から増加)	 (アップ)

※ 第3次計画での値は、令和元年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果

※ 本計画での値は、令和6年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果

## 基本目標 2 つながりと支え合いの活動づくり

### 基本施策 2-1 身近な支え合いのつながりづくり

#### 【施策の方向性】

地域における住民同士のつながりを深め、支え合いの地域づくりの基盤としていくため、あいさつなどの声かけや気軽に集える場(サロン)づくりを支援するとともに、子ども、高齢者、障がいのある人などの見守り活動を促進します。

#### 【今後の取組】

#### 声かけのまちづくりと近所づきあいの充実

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 隣近所や身近な生活の場などにおいて、あいさつなどの声かけを行いましょう。
- 様々な催しやサロンなどに、隣近所の人や知人を誘いましょう。
- 近所づきあいをしましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- あいさつなどの声かけを、地域ぐるみで進めましょう。
- 近所づきあい(向こう三軒両隣など)を大切にする取組を進めましょう。

##### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 民生委員児童委員協議会の小学校でのあいさつ運動の支援とその活動の様子について広報で周知することで意識の醸成を図ります。	社会福祉課
○ 学校が地域と連携しながらあいさつ運動などの取組を続けていけるよう支援します。	学校教育課
○ 教育・保育施設において、あいさつの大切さを伝えていきます。	こども課

#### 身近な集いや交流の場(サロン)づくり

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 仲間・友人などと気軽に集まって、楽しみながら語り合える場に参加しましょう。
- 自治会やこども会などの地域活動団体に加入し、地域の行事などに積極的に参加しましょう。
- 地域の伝統行事などに積極的に参加しましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- 自治会など地域活動団体として、様々なサロンづくりに努めましょう。
- 地域のまつりなど伝統行事の継承に努めましょう。
- 高齢者や子育て中の人、障がいのある人の仲間づくり、サロンづくりに努めましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 親子が気軽に集い、ふれあい、子育て世帯が交流する場として地域子育て支援センターでつどいの広場を開設します。	こども課
○ 自治会が主体的に行う高齢者の居場所づくりとなるような活動に対し、補助金交付などの活動支援をします。	長寿保険課
○ 百歳体操等で高齢者が自らの介護予防や健康づくりを積極的に行えるよう、フレイル予防や認知症予防を地区担当保健師等専門職がサポートします。	健康づくり推進課
○ 自治会などの地域活動の支援を行います。	地域みらい課
○ 伝統行事の継承に取り組みます。	生涯学習課

## 基本施策 2-2 地域における支え合いの活動の充実

### 【施策の方向性】

サービスを必要とする人などが、より適切で効果的なサービスを受けられたり、活動に参加したりできるよう、地域活動団体等の連携を図りながら、生活課題の解決に向けた活動を支援します。

### 【今後の取組】

#### 地域ぐるみで取り組む心とからだの健康づくり

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 自分らしい健康習慣を確立し、生涯にわたって継続することを目標としましょう。
- 疾病の早期発見、早期治療を心がけ、健康寿命の延伸に取り組みましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- 人と人とのつながりを大切に、地域で支え合うだれもが暮らしやすいまちづくりをめざしましょう。
- 一人ひとりの健康づくりへの取組が地域全体に広がるよう、仲間づくりや組織づくりに取り組みましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 住民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを推進するため、国の動向を取り入れながら、「身体活動・運動」、「介護予防と社会参加」、「歯と口の健康」、「栄養・食生活」、「こころの健康」、「生活習慣病(NCDs)発症予防」、「生活習慣病(NCDs)重症化予防」の重点分野に取り組みます。	健康づくり推進課
○ 出前講座での機会を活用し、健康意識の醸成を図ります。	

## 地域ぐるみで取り組む食育の推進

### 住民一人ひとりに期待すること

- 個人や家庭で、規則正しい食生活や『食』を通じた健康づくりを進めましょう。

### 地域の取組として期待すること

- グループや地域の中で、食生活への知識を習得し、健康づくりに取り組みましょう。
- ヘルスメイトは地域に出向き、食生活に関する知識の普及に取り組みましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 保育所、幼稚園、小学校の連携のもと、園児・児童が食生活を中心とした基本的な生活習慣をつけることができるような取組を推進します。	学校教育課 こども課
○ 食育ワーキング会議などを通じて関係機関と食育についての情報を共有するとともに、連携を図り食育推進に取り組みます。	健康づくり推進課
○ 保育所、認定こども園における栄養バランスのとれた給食の提供や、子育て支援センターにおける食育活動を通じて、食に対する保護者の関心を高め、家庭での健全な食生活につながるような情報提供を行います。	こども課
○ 給食を通じた食生活指導などにより食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるよう、食育を推進します。	学校教育課

## 地域ぐるみで取り組む子育て支援

### 住民一人ひとりに期待すること

- 児童(青少年)の健全育成や子育て支援活動に協力・参加しましょう。
- 子育ての仲間づくりや地域での交流に参加しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 児童(青少年)の健全育成に取り組みましょう。
- ファミリー・サポート・センター事業<sup>3</sup>などに協力・参加しましょう。
- 子育てと高齢者福祉などを組み合わせた交流活動などに取り組みましょう。
- 子育て支援パスポート事業<sup>4</sup>の普及に協力しましょう。

### 子育て支援パスポート



<sup>3</sup> ファミリー・サポート・センター事業:「育児の援助を行う人(提供会員)」と「育児の援助を受ける人(依頼会員)」が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする有償のボランティア活動。

<sup>4</sup> 子育て支援パスポート事業:協賛店舗の協力により、子育て世代が、子育て支援パスポートの提示で各種サービスが受けられる取組。

## 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭や地域における子育てを支援するため、海田町こども家庭センター、かいたネウボラ事業、地域子育て支援センターや家庭児童相談室、子育て支援ネットワーク会議及び子育て支援パスポート事業の充実などに取り組みます。</li> <li>○ 保育所等の園庭開放の情報提供の周知や、「幼稚園の先生と遊ぼう」を企画、連携し地域での子育てを支援します。</li> </ul>	こども課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館等での青少年育成講座の開催や青少年育成海田町民会議の事業により青少年健全育成に取り組みます。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児期の教育と児童期の教育を円滑につなげる幼保小連携事業の取組を継続的に行い、子どもが意欲的に生活をおくることができる環境づくりを目指します。</li> </ul>	学校教育課 こども課

### 家族講座 家族でふれあい体操(ネウボラ)



## ともに暮らす社会の実現

### 住民一人ひとりに期待すること

- 障がいのある人や男女共同参画などへの理解を深めましょう。
- 障がいのある人との交流活動、ボランティア活動などに参加しましょう。
- 家事や育児など、家庭における男女共同参画についての具体的な取組を実践しましょう。
- 国際交流活動に参加しましょう。
- 多文化共生についての学習機会などに参加しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 地域活動団体や障害福祉サービス事業所などの交流・連携を強化しましょう。
- 様々な国際交流活動に取り組みましょう。
- 多文化共生についての学習機会などを確保しましょう。
- ゴミ出しルールの理解促進など、日常生活における外国人への支援に努めましょう。
- 自治会活動などにおいて、障がいのある人や女性などの参加を促進しましょう。
- 企業として、女性や障がいのある人が就労しやすい環境づくりに努めましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
障がい者福祉の推進	
○ 障がいの有無に関わらず、すべての人が尊重し合い、支え合う、やすらぎのある地域社会の実現を目指し、広報・啓発や福祉サービスの充実などに取り組みます。	社会福祉課
男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進	
○ 性別にかかわらず、だれもがそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、広報やホームページへの掲載など様々な媒体を活用し、意識の醸成に努めます。	社会福祉課 こども課
多文化共生の社会づくり	
○ 地域における多様な国際交流活動や外国人の暮らしの支援などを進めるため、国際交流関係事業の円滑な遂行に向けた支援をします。	かいたブランド課
○ 外国籍児童生徒が安心した生活が送れるよう、通訳や文書の翻訳を行います。	学校教育課

## 高齢者等の社会参加・生きがいづくり

### 住民一人ひとりに期待すること

- 高齢者等の生きがいづくりに関わる活動に参加しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- シルバー人材センターや老人クラブなどへの参加を促進しましょう。
- 高齢者等の生きがいづくりにつながる活動を進めましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 高齢者等の就労や地域活動への参加など、社会参加を促進するため、海田町シルバー人材センターの会員募集や地域活動の情報など、広報かいたやホームページ等を活用して周知していきます。	長寿保険課
○ 各種地域活動やレクリエーション活動を促進するため、ポイント事業の対象拡大を含め、参加者の増加に向けた支援をします。	

### 高齢者いきいき活動ポイント手帳



【施策の方向性】

日常生活の安全・安心と災害時における対策を充実させるため、消防団や自主防災組織の強化、防犯・交通安全活動を推進するとともに、災害時における要配慮者の支援体制の構築を図ります。

【今後の取組】

見守り活動の推進

住民一人ひとりに期待すること

- 日頃から地域の子どもや高齢者、障がいのある人などを気にかけてみましょう。
- 地域における見守り活動に参加しましょう。

地域の取組として期待すること

- 地域において、子どもや要配慮者の見守り活動に取り組みましょう。

海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 個人情報の保護に留意しながら、地域における子ども、一人暮らし高齢者、障がいのある人などを、自治会や民生委員・児童委員などが連携して見守る活動を促進します。	社会福祉課 長寿保険課 学校教育課 こども課
○ 児童生徒が安心できる居場所を提供します。	学校教育課
○ 青少年育成海田町民会議が、関係機関と連携しながら、地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成を推進できるように支援します。	生涯学習課



青少年育成海田町民会議のチャレンジカード対象事業についているマーク

認知症への理解の促進と徘徊SOSネットワークの充実・強化

住民一人ひとりに期待すること

- 認知症に関する理解を高めましょう。
- 認知症サポーター養成講座に参加しましょう。

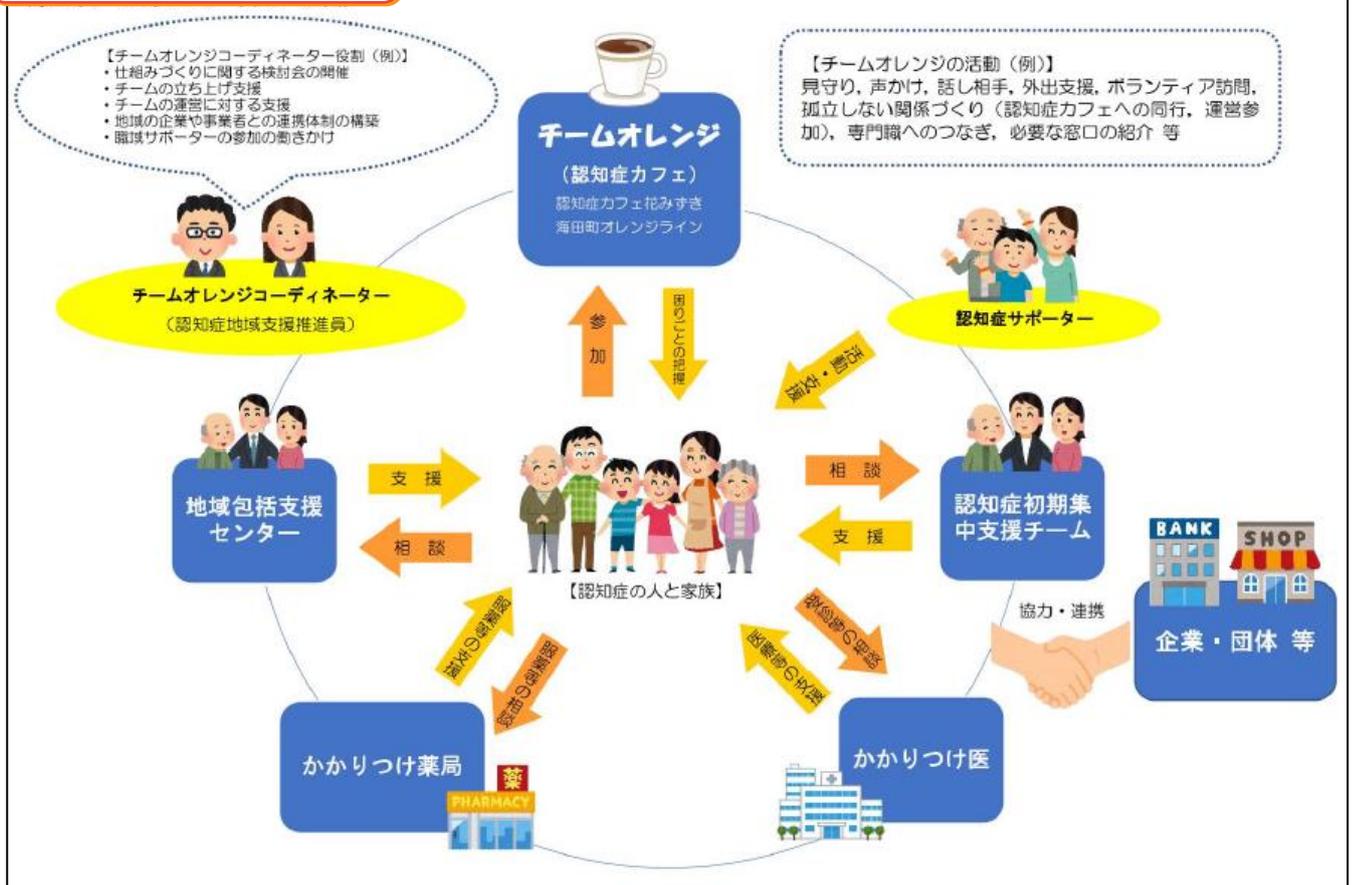
地域の取組として期待すること

- 認知症に関する情報提供や普及啓発に取り組みましょう。
- 認知症サポーター養成講座や徘徊SOSネットワークの情報を住民に伝えましょう。

海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者を育てるため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、「チームオレンジ」設置に向け、養成講座受講者を対象としたステップアップ講座を開催します。</li> <li>○ 徘徊により行方不明になられた方を、早期に発見・保護できるよう、警察・消防・行政・その他関係機関と連携した「徘徊SOSネットワーク」の充実・強化を図ります。</li> </ul>	長寿保険課

海田町チームオレンジ(イメージ図)



## 災害時における要配慮者の支援体制の構築

### 住民一人ひとりに期待すること

- 隣近所などに、支援の必要な人がいるかどうか気をつけておきましょう。
- 個人情報の保護についての理解を深めましょう。
- 緊急時において、要配慮者がいる場合は、関係機関などに適切な情報を伝えましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 災害時における要配慮者の把握に努めましょう。
- 行政や地域活動団体相互の連携を図り、災害時などにおける地域の支援体制を構築しましょう。

### 社会福祉協議会の取組

- 海田町被災者生活サポートボラネット推進会議を開催し、災害時における必要な役割や動きについて確認します。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者支援制度の周知を図るとともに、自治会等と連携し、災害時における要配慮者の把握に努めます。</li> <li>○ 防災出前講座等の活用促進を図り、災害時における危険箇所、避難等に必要な情報とともに、要配慮者の支援の方法などの情報を提供します。</li> <li>○ 消防団、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会に対し、避難行動要支援者名簿を配布し、災害時などにおける支援体制の構築に努めるとともに、防災訓練等への参画促進を図っていきます。</li> </ul>	防災課

## 指定避難所等の確保と災害情報等の適切な提供

### 住民一人ひとりに期待すること

- 日頃から防災情報などの把握に留意しましょう。
- 指定避難所等を確認しておきましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 地域において、防災や災害情報などの住民への周知に取り組みましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定避難所・指定緊急避難場所、避難経路の点検・確認や適切な確保・整備に取り組みます。</li> </ul>	まちデザイン課 防災課 長寿保険課 建設課 学校教育課 生涯学習課

取組	担当課
○ 児童生徒の発達段階に応じた防災教育を実施します。	学校教育課
○ 障がいのある人などが安心して避難できる福祉避難所を整備するとともに、指定避難所におけるプライバシーを確保します。 ○ 指定避難所等の周知や、災害が発生する恐れのある場合の避難情報などを適切に提供していくとともに、防災ラジオの有償貸与や電話自動応答装置の利用促進を図ります。 ○ 大規模災害などを想定し、関係部署、国や県などの関係機関、地域活動団体等との連携を強化しながら、緊急時において迅速で的確な災害応急対応ができる体制の充実・強化を図ります。 ○ 自主防災組織の結成促進及び活動支援のための補助金事業の推進に努めます。	防災課

## 消防団や自主防災組織の強化

### 住民一人ひとりに期待すること

- 避難経路や指定避難所等を確認しておきましょう。
- 自主防災組織の活動や防災訓練に参加しましょう。
- 消防団に加入しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 消防団への加入を促進し、活動強化を図りましょう。
- 自主防災組織を結成し、体制を充実させましょう。
- 関係機関と連携し、地域における防災訓練を行いましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 消防団活動や自主防災組織の結成促進及び活動支援に取り組みます。また、防災イベント等の機会を利用し、新規入団員の勧誘に努めます。	防災課

### 消防団員募集の広告



### 防災訓練



## 防犯・交通安全活動の推進

### 住民一人ひとりに期待すること

- 防犯・交通安全に関する意識や知識を高めましょう。
- 子どもの見守り活動や地域の防犯活動などに参加しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 子どもの見守り活動や地域の防犯活動・交通安全活動に取り組みましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校安全ボランティアによる登下校中の児童生徒の見守り活動の実施や緊急メールによる不審者情報の提供を行います。</li> <li>○ 新入学児童に携帯用防犯ブザーを、学校安全ボランティアに対して横断旗を配布します。</li> </ul>	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関と連携しながら、町民に対し防犯・交通安全に関する啓発を行います。</li> <li>○ 悪質商法から身を守ることに役立つ出前講座を実施します。</li> <li>○ 関係機関と連携し、子どもの見守り活動や防犯パトロールの支援、「子ども・女性110番の家」の普及など、地域ぐるみで取り組む防犯活動を推進します。</li> </ul>	地域みらい課

## 基本施策 2-4 地域における福祉活動を支える環境・条件の整備

### 【施策の方向性】

地域において様々な福祉活動が展開されるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会など地域活動団体の支援を行うとともに、活動の場の確保・充実に取り組みます。

また、地域福祉活動が安心して行えるよう、ボランティア活動保険の普及啓発と加入促進を図ります。

### 【今後の取組】

## 地域活動団体等の支援(活性化)

### 社会福祉協議会の支援

#### 住民一人ひとりに期待すること

- 社会福祉協議会の活動に参加しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 社会福祉協議会が中心になって、地域活動団体の連携や住民参加を促進しながら、地域福祉の推進に取り組めます。

#### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 社会福祉協議会を支援し、連携して地域福祉の推進に取り組めます。	社会福祉課

## 自治会の支援

### 住民一人ひとりに期待すること

- 自治会の活動に参加しましょう。
- 自治会活動の中で、できるだけ自分の役割を担うようにしましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 自治会への参加を促進しながら、地域福祉活動などを推進しましょう。
- 自治会の担い手を育てるとともに、住民の個性や能力などが発揮できるように努めましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 自治会を支援し、事務負担軽減についても検討します。	地域みらい課

## その他地域活動団体等の支援

### 住民一人ひとりに期待すること

- 地域活動団体の情報を把握し、自分の状況や個性などを踏まえながら、活動に参加しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 地域福祉に関わる新たな仲間づくり・グループづくりを進めましょう。
- 活動の輪を広げながら、地域福祉活動に取り組みましょう。
- 他の地域活動団体との情報交流や連携に努めましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 社会福祉協議会と連携して、障がいのある人などの仲間づくり・グループ(組織)づくりの支援に取り組みます。	社会福祉課
○ 老人クラブ連合会と単位老人クラブに対し、活動事業補助金を交付し、活動を支援します。	長寿保険課
○ 子育て支援サークルの施設使用料を免除し、子育て中の親子の交流を支援します。	こども課

## 地域活動の運営基盤作りの支援

### 住民一人ひとりに期待すること

- 運営基盤の強化と活動の質的向上を目指し、先進事例を学んだり、助成制度による活動資金の確保に取り組んだりしましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 自治会長研修等で先進事例の紹介や学習機会の確保、各種助成制度に関する情報提供を行います。	地域みらい課

## 活動の場の確保・充実

### 住民一人ひとりに期待すること

- 仲間・友人などと気軽に集まって、楽しみながら語り合える場に参加しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 地域活動団体などの情報交流や連携を図りながら、公共施設などの有効活用を進めましょう。
- 活動の場の清掃美化を行うとともに、集会所等の管理運営の効率化と充実に努めましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 地域共生社会推進団体の活動の場としてひのうらセンターが親しみをもって利用してもらえるよう、社会福祉協議会と連携して取り組みます。	社会福祉課
○ 指定管理者と連携しながら、イベントや事業を実施し、施設の有効活用に取り組み、利用者の拡大を目指します。	長寿保険課 まちデザイン課
○ 施設利用の利便性を高めるため、インターネットでの利用申請の実現に向け試験的運用を検証、推進していきます。	生涯学習課
○ 施設の適切な管理・運営により、活動の場の確保・充実に努めます。	こども課

海田総合公園



福祉センターまつり



## 子どもの居場所・遊び場などの確保・充実と活用

### 住民一人ひとりに期待すること

- 子育てサークルづくりや子どもの見守りなどに参加しましょう。
- 安全に留意しながら、自然体験など、子どもに色々なことを体験させましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 放課後子供教室などに協力しましょう。
- 自治会館の有効活用などによって、子どもの遊び場の確保に努めましょう。
- 様々な子どもの遊び場などを利用しながら、子育てや子育ての仲間づくり・交流に取り組みましょう。
- 子どもの見守りなどを通じ、安心して楽しく遊べる環境をつくりましょう。

海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 公園施設の維持管理, 修繕等を行い, 利用環境の整備に努めます。	まちデザイン課
○ 放課後子供教室として定期プログラムと学習支援を実施します。また, 安定的な運営を目指し, 支援するスタッフの確保に努めます。	生涯学習課
○ 児童館や公園・広場, 自然とふれあう場など, 子どもの遊び場の確保・充実に努めます。	こども課

ボランティア活動保険の普及と加入促進

住民一人ひとりに期待すること

- ボランティア活動保険に加入し, ボランティア活動を行いましょう。

社会福祉協議会の取組

- 社会福祉協議会が窓口となって, ボランティア活動保険への加入を促進します。

海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 地域福祉活動での事故などに対応するため, ボランティア活動保険の普及啓発を支援します。	社会福祉課

[指標と目指す方向]

基本目標2 つながりと支え合いの活動づくり

指標	参考 (第3次計画での 値) 令和元年(2019)年	本計画での値 令和6(2024)年	目指す方向 令和11(2029)年 度
防犯や子どもの見守りに関する活動への参加 (現在または最近1年間で「防犯や子どもの見守りに関する活動」に参加したと回答した人の割合)	13.3%	9.3% (第3次計画から減少)	 (アップ)
災害時における要配慮者の支援体制の満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	8.6%	10.2% (第3次計画から増加)	 (アップ)
自治会の活動に対する満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	31.7%	23.8% (第3次計画から減少)	 (アップ)
活動の場に対する満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	32.4%	30.6% (第3次計画から微減)	 (アップ)

※ 第3次計画での値は, 令和元年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果

※ 本計画での値は, 令和6年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果

基本施策 3-1 情報提供の充実

【施策の方向性】

だれもが必要な情報を入手し、適切なサービスを選択できるよう、個人情報の保護に留意しながら、多様な手段で分かりやすい情報提供を図ります。

【今後の取組】

多様な手段による情報提供

住民一人ひとりに期待すること

- 広報や回覧などに目を通しましょう。
- 情報の受け手としてだけでなく発信者として、地域の生活課題などを行政や民生委員・児童委員などに伝えましょう。
- 出前講座に参加しましょう。
- 隣近所の人や知人を誘って、出前講座に参加しましょう。

地域の取組として期待すること

- それぞれの地域活動団体においては、住民等に対する情報提供を行い周知を図りましょう。
- 情報提供するときには、個人情報の保護に留意しましょう。
- 出前講座を利用し、地域での学習や話し合いの場を確保しましょう。
- 地域の企業においては、就業者の福祉教育やボランティア活動に取り組みましょう。

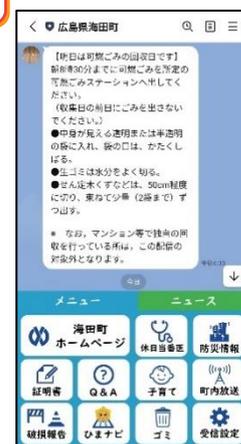
海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 情報を「必要とする」人に、「わかりやすく」、「適切なタイミングで」届けられるよう、広報、町ホームページ、SNS等、各種媒体の使い分け等の工夫をした情報提供を行います。	社会福祉課 かいたブランド課
○ 広報やホームページを通じて、出前講座の案内を発信するとともに、関心・興味が高まるよう周知方法やメニュー内容を工夫します。	生涯学習課

海田町Webサイト



海田町公式LINE



## だれにも伝わる情報提供

### 住民一人ひとりに期待すること

- 情報を得にくい障がいのある人などへの理解を高めましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 情報提供するときには、だれもが情報を得やすいように、文字の大きさや表現方法などの工夫に努めましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がいのある人や高齢者等, 対象者にあわせた情報提供に努めます。</li><li>○ 手話通訳者設置及び遠隔手話通訳事業など, 適切なサービス提供を推進するとともに, SNS等の活用を含めた対象者への周知に努めます。</li><li>○ 分かりやすい言葉や読みやすい字体, フォントを使用するなど外国人にもわかりやすい方法で情報提供や啓発に努めます。</li></ul>	かいたブランド課 社会福祉課

## 地域活動団体の情報提供の支援

### 住民一人ひとりに期待すること

- 広報や回覧などに目を通しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- より分かりやすく, 興味や関心を持ちたくなる情報提供に努めましょう。

### 社会福祉協議会の取組

- ホームページの充実に努めます。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自治会やボランティア団体等と連携するとともに, 広報, 町ホームページ, SNSを活用した情報発信を行い, 各団体の取組や事業等の成果についての積極的な周知を図ります。</li></ul>	かいたブランド課

## 個人情報の保護

### 住民一人ひとりに期待すること

- 個人情報保護について理解し, 個人情報を適切に取り扱いましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 個人情報保護について理解し, 個人情報を適切に取り扱いましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 個人情報保護法を踏まえ、個人情報の適切な取り扱いと情報漏洩の防止を図ります。	全部署
○ 個人情報の保護について、住民への普及・啓発に取り組めます。	総務課

## 基本施策 3-2 相談体制の充実

### 【施策の方向性】

支援を必要とする人などが、安心して気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、各種相談窓口の充実と連携強化に努めます。

### 【今後の取組】

#### 身近な相談体制の充実

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 民生委員・児童委員など地域の相談員などの把握に努めましょう。
- 生活課題などが生じたときは、気軽に民生委員・児童委員などに相談しましょう。

##### 社会福祉協議会の取組

- 地域における相談活動に取り組めます。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会の「福祉なんでも相談窓口」など住民に身近な相談体制について、広報やホームページへの掲載、SNSの活用など様々な媒体を活用し、住民への周知を図ります。	社会福祉課

#### 各種相談窓口の充実

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 生活課題などが生じたときは、各種相談窓口に出向き、相談しましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- 地域における生活課題の把握に努め、その状況を行政窓口伝えるとともに、解決策などを考えましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 障がい者(児)の相談支援事業所等との連携により、障がい者福祉の相談対応を行います。また、地域の障がい者支援の中心的な役割を担う基幹相談支援センターを設置します。	社会福祉課

取組	担当課
○ 地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談窓口を設置し、安心して相談できる環境の充実を図ります。	長寿保険課
○ 来庁時の年金に関する相談に適切に対応できるような体制づくりに努めます。	住民課
○ 民生委員・児童委員や福祉委員等と連携した地区担当保健師による地区活動など、健康づくりに関する各種相談窓口の充実を図ります。	健康づくり推進課
○ ひまわりプラザ・海田児童館・町民センターに設置した子育て支援センターで安心して相談できる環境の充実を図ります。また、地域の関係機関(保育所、幼稚園、認定こども園等)において、子育て支援の相談事業の実施を働きかけ、事業の充実を図ります。	こども課

### 各種相談窓口の連携強化と「福祉なんでも相談窓口」の運営

#### 住民一人ひとりに期待すること

- 生活課題などが生じたときは、「福祉なんでも相談窓口」などに相談しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

- 海田町や様々な専門機関などと連携し、「福祉なんでも相談窓口」を運営します。

#### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な問題が重なっている場合(複合的な問題・課題)、どこに相談してよいか分からない場合などに対応するために設置された「福祉なんでも相談窓口」を広報などを活用し周知します。</li> <li>○ 地域内の多機関の連携や役場における組織横断的な連携を推進し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。</li> </ul>  ひまわりキャッチ	社会福祉課 及び関係課

### 苦情の把握と解決への対応

#### 住民一人ひとりに期待すること

- 福祉サービス等の利用などにおいて、納得がいけないことなどが生じた場合には、関係する窓口や「福祉なんでも相談窓口」などで相談しましょう。

#### 地域の取組として期待すること

- 福祉サービス等事業者においては、「苦情受付担当者」「苦情解決責任者」を配置し、適切な苦情解決に努めましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 関係機関や役場内で情報を共有し、福祉サービスの内容や利用などに関する苦情や支援ニーズの把握と適切な解決、対応に取り組みます。  ひまわりキャッチ	社会福祉課 及び関係課

## 基本施策 3-3 多様な福祉サービスの提供体制づくり

### 【施策の方向性】

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公的サービスとの役割分担と連携を図りながら、社会福祉協議会やNPO、ボランティア、民間事業者などにおけるサービスの量の確保と質的向上を促進します。

なお、「サービスの質と量」に関わる公的なサービスについては、関連計画に示しています。

### 【今後の取組】

#### 保健・医療・福祉等の総合的なサービス提供体制づくり

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 住民として、また、サービス利用者として、サービス提供のあり方などについて提言しましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- 福祉サービス等事業者においては、相互に連携を図り、サービスを総合的かつ適切に提供する体制を強化しましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 分野を問わない包括的な相談支援を実施します。  ひまわりキャッチ	関係課
○ 役場内関係課・関係機関と連携し、要支援者のニーズに即したサービス(支援)が提供できるよう体制強化を図ります。	長寿保険課
○ 年金等の手続きにおいて、遺漏がないよう関連課との連携を強化し、円滑な手続きを実施します。	住民課
○ 住民にとって受けやすい健診(がん検診含む)体制を整え、受診率向上をめざすとともに、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組みます。	健康づくり推進課
○ 養育支援が必要な家庭に対して子育てヘルパーを派遣し、子育てを行う家庭を支援するとともに、産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業などのサービスの充実に努めます。	こども課
○ 健康増進・食育、自殺対策、高齢者・介護、障がい福祉・障がい児福祉、子ども・子育て、男女共同参画に係る計画に基づく取組により、サービス体制の充実に努めます。	社会福祉課 健康づくり推進課 長寿保険課 こども課

## NPO・民間事業者の活動促進

### 地域の取組として期待すること

- 福祉サービス等事業者においては、利用者のニーズなどを把握し、福祉サービスの提供などに努めましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 住民や事業所等が必要とする福祉サービス等の情報を適切に提供しながら、NPOや民間事業者による福祉サービス等の提供を促進します。	社会福祉課 長寿保険課 こども課

**[指標と目指す方向]**  
基本目標3 安心してサービスを利用できる条件づくり

指標	参考 (第3次計画での 値) 令和元年(2019)年	本計画での値 令和6(2024)年	目指す方向 令和11(2029)年 度
「身近な相談体制の充実」に対する満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	10.1%	14.4% <small>(第3次計画から増加)</small>	(アップ)
「各種相談窓口の充実」に対する満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	13.5%	20.0% <small>(第3次計画から増加)</small>	(アップ)
「民間事業者の活動」(介護サービス事業 など)に対する満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	10.7%	14.3% <small>(第3次計画から増加)</small>	(アップ)

※ 第3次計画での値は、令和元年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果  
 ※ 本計画での値は、令和6年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果

基本施策 4-1 福祉のまちづくりの推進

【施策の方向性】

ソーシャルインクルージョン<sup>5</sup>の考え方を踏まえながら、心のバリアフリー化を進めるとともに、広島県福祉のまちづくり条例などを踏まえ、公共施設のバリアフリー化や民間施設のバリアフリー化の促進に取り組みます。

【今後の取組】

人権尊重のまちづくり(心のバリアフリー)

住民一人ひとりに期待すること

- 人権尊重や男女共同参画などに関する知識や理解を高めましょう。
- 人権に関わる学習機会、交流機会などに参加しましょう。
- 障がいのある人など日常生活で困っている人に声をかけて、必要に応じて手助けしましょう。

地域の取組として期待すること

- 人権教育や学習機会などの確保に協力しましょう。
- 人権に関わる学習機会、交流機会などの確保に取り組みましょう。

海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 広報やホームページでの情報発信、ハートフル講座、人権の花やアニメ「めぐみ」など様々な機会や媒体を活用し、人権教育や福祉意識の醸成に取り組みます。	社会福祉課 生涯学習課 学校教育課
○ 男女共同参画や多文化共生についての情報提供や学習機会、交流機会の確保を図ります。	社会福祉課

バリアフリーのまちづくりの推進

住民一人ひとりに期待すること

- バリアフリーについての知識と理解を高めましょう。
- 地域における危険箇所などの把握に努め、自治会や行政に情報を提供しましょう。

地域の取組として期待すること

- 地域の危険箇所、障がいのある人などが移動しにくい道路・公共施設などを把握し、行政に改善を要望しましょう。
- 企業・福祉サービス等事業者においては、広島県福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設においてもバリアフリー化に取り組みましょう。

<sup>5</sup> ソーシャルインクルージョン:「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バリアフリー法や広島県福祉のまちづくり条例に適合するよう、公共施設のバリアフリー化を促進します。</li> <li>○ バリアフリーに関する法律や条例, 実施例などの情報提供と啓発を続け, 民間施設のバリアフリー化を促進します。</li> </ul>	建築営繕室

## 基本施策 4-2 移動やコミュニケーションの支援

### 【施策の方向性】

だれもが自立した暮らしが送れるよう, コミュニティバスの利用促進及び高齢者・障がいのある人などの移動やコミュニケーションの支援に取り組みます。

### 【今後の取組】

#### コミュニティバスの運行

##### 住民一人ひとりに期待すること

- コミュニティバスを利用しましょう。
- バスの乗降などがスムーズにできない人がいたら, 声をかけて, 必要に応じて手助けしましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- コミュニティバスの利用促進に協力しましょう。
- 地域福祉活動などにおいて, 移動を必要とする場合, 目的地がルートにあれば, コミュニティバスを利用するプログラムの作成などを行いましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 地域住民のニーズを考慮しながら, コミュニティバスの利便性を高めるとともに, 利用促進に努めます。	地域みらい課

海田町ふれあいバス



## 移動の支援

### 住民一人ひとりに期待すること

- 移動の困難な人がいたら、手助けしましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 福祉サービス等事業者においては、利用者の立場に立って移動支援を行いましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 障がいのある人などの福祉サービスとして移動支援サービスの提供や福祉タクシー券の交付により、移動支援を行います。	社会福祉課
○ 関係課との協議を継続し、高齢者の効果的な移動支援サービスについて検討します。	長寿保険課

## コミュニケーションの支援

### 住民一人ひとりに期待すること

- 手話奉仕員の養成や手話通訳者・要約筆記者の派遣などコミュニケーション支援に関する情報を把握しましょう。
- コミュニケーションで困っている人がいたら手助けしましょう。

### 地域の取組として期待すること

- コミュニケーション支援に協力しましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 手話奉仕員の養成講座、手話通訳者、要約筆記者の派遣など意思疎通支援事業を行います。	社会福祉課

### 手話通訳窓口



## 基本施策 4-3 権利擁護と虐待等の防止

### 【施策の方向性】

サービスを必要とする人が、適切にサービスを選択して利用できるよう、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、児童、高齢者、障がいのある人、女性などに対する虐待やDVの未然防止などに取り組みます。

### 【今後の取組】

#### 虐待防止・DV対策の強化

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 人権尊重とともに、虐待やDVの防止に関する知識や意識を高めましょう。
- 虐待やDVを受けたり、発見したりした場合は、関係機関に連絡・相談しましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- 関係機関などと連携して、虐待やDVの未然防止や早期発見に取り組みましょう。

##### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 海田町こども家庭センターによる児童虐待防止に係る取組・支援を実施するとともに、虐待防止の啓発に取り組みます。	こども課
○ 高齢者虐待防止ネットワークを中心とした関係機関・団体と連携し、高齢者への虐待を防止するための対応を行うとともに、未然防止に向けた取組を検討します。	長寿保険課
○ 関係機関や地域活動団体と連携して、児童、高齢者、障がいのある人、女性などに対する虐待やDVを未然に防止するとともに、それらが生じた場合に迅速に対応します。	長寿保険課 こども課
○ 虐待やDVに関する広報掲載やリーフレットの配架を行い相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課

## 基本施策 4-4 生活困窮者の支援と自殺対策

### 【施策の方向性】

生活困窮等の実態の把握に努め、生活困窮者への支援を実施するとともに、「いのち支える海田町自殺対策計画」を踏まえながら、自殺対策の取組を進めます。

### 【今後の取組】

#### 生活困窮の実態の把握

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 生活に困りごとや不安を抱えている場合は、「くらしの安心サポートセンター」に相談しましょう。

### 社会福祉協議会の取組

- プライバシーの保護に留意しながら、生活困窮などに関する情報の把握に努めます。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 生活困窮者の自立支援を実施するため、ハローワークや民生委員・児童委員、保育所、学校などと連携し、生活困窮等の実態の把握に努めます。	社会福祉課 学校教育課 こども課

## 生活困窮者の支援

### 住民一人ひとりに期待すること

- 生活に困りごとや不安を抱えている場合は、「くらしの安心サポートセンター」に相談しましょう。

### 社会福祉協議会の取組

- 生活困窮者の自立を支援し、さらに地域活動への参加を促進します。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 生活困窮者自立支援事業を行う「くらしの安心・サポートセンター」で、生活上での困りごとや不安について専門の相談支援員が相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関を紹介するなどの解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
○ 消費者相談時に生活困窮を把握した場合は、相談機関を紹介します。	地域みらい課
○ 生活困窮の状況に照らし、必要に応じた税の軽減または減免を行います。	税務課
○ 保険年金関連で生活困窮者から相談があった場合、国民健康保険については軽減制度を案内し、関係する課につなぐなどの支援をします。また、年金については免除猶予制度等を案内します。	住民課
○ 学校や関係課と連携し、支援に必要な取組等についてケース会議で共有し実施します。	学校教育課
○ 町営住宅等の相談時等に、経済的に困難な状況にある家庭やその子どもに対する相談支援の窓口につなげる等の対応をします。	まちデザイン課
○ ひとり親の福祉に関する相談に応じるために母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	こども課

## 自殺対策

### 住民一人ひとりに期待すること

- 生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは町の窓口や社会福祉協議会に相談しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 声かけや多くの人が参加・交流する取組を進めましょう(孤独・孤立の予防)。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 第2次いのち支える海田町自殺対策計画の目標を関係機関で共有, 連携し, 自殺防止に向けた啓発や相談支援を行います。	健康づくり推進課

## [指標と目指す方向]

### 基本目標4 だれもが安心して暮らせる環境づくり

指標	参考 (第3次計画での 値) 令和元年(2019)年	本計画での値 令和6(2024)年	目指す方向 令和11(2029)年 度
人権尊重のまちづくりに対する満足度 (「満足」または「まあ満足」と回答した人の 割合)	9.3%	11.8% (第3次計画から微増)	 (アップ)

※ 第3次計画での値は, 令和元年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果

※ 本計画での値は, 令和6年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果

### 人権の花運動



### パラスポーツ体験



## 基本施策 5-1

## 地域住民等が地域生活課題の把握・解決を試みることができる環境の整備

## 【施策の方向性】

地域住民等が地域生活課題の把握・解決に取り組む環境を高めるため、その発見や専門機関等へのつなぎを担う人材の確保・育成とともに、自治会をはじめ地域活動団体等の活性化を促進します。

## 【今後の取組】

## 地域生活課題の発見・把握の人とネットワークづくり

## 住民一人ひとりに期待すること

- 地域福祉に関する勉強会(出前講座)などへ参加しましょう。

## 社会福祉協議会の取組

- 地域生活課題を発見する体制を充実させるため、勉強会(出前講座)などの開催を図ります。

## 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活課題を発見したり、海田町や関係する専門機関につないだりする人材の確保・育成に努めるとともに、民生委員児童委員協議会事務局として会の運営支援など、持続可能な活動に向けた支援を行います。また、自治会連合会の業務負担の軽減の検討を行います。</li> </ul> <p>〈人材(地域住民)の候補〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員</li> <li>・福祉委員 など</li> </ul> <p>〈専門的な職能, 機関〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師</li> <li>・福祉活動専門員(社会福祉協議会)</li> <li>・介護・福祉サービス事業所の専門職</li> <li>・保育所, 保育士</li> <li>・子育て支援センター など</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人材・機関のネットワーク(情報交換の場や仕組み, 交流機会など)の構築について学ぶため、町職員が研修会に参加し、生活課題発見・把握のための仕組みづくりについての情報収集に努めます。</li> </ul>	社会福祉課 地域みらい課

## 地域活動団体等の活性化

### 住民一人ひとりに期待すること

- 自治会へ加入し、活動に参加しましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 自治会・地域活動団体等においては、担い手の確保・育成などに取り組みましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自治会への加入促進を支援するとともに、自治会の負担軽減に努めます。</li><li>○ 校区連合会、自治会連合会が地域福祉を担う中心的な組織として持続的に運営できるよう、自治会連合会事務局との連携のもと支援をします。</li></ul>	地域みらい課
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 社会福祉協議会への助成を行い、ボランティアコーディネーターを中心としたボランティア団体の育成・支援に努めます。</li></ul>	社会福祉課

## 民間企業等との連携

### 地域の取組として期待すること

- 民間企業等においては、地域生活課題に関する情報提供などに関し、海田町と協定を結びましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 高齢者等が住み慣れた地域で安全かつ安心して暮らせる地域社会をつくることを目的に、地域で配達や訪問などを行う民間事業者と協力して見守り活動を実施するとともに、協力事業者の拡大に努めます。</li><li>○ 情報提供があった際には、個人情報の保護に留意し、関係機関と連携を図ります。</li></ul>	長寿保険課

## 【施策の方向性】

住民が困りごとや悩みなどを安心して相談できるよう、アウトリーチを含め専門的な職能による生活課題の把握に努めるとともに、社会福祉協議会と連携し、地域生活課題に関する相談を包括的に受けとめられる仕組みをつくります。

## 【今後の取組】

## 専門的な職能による生活課題の把握と対応

## 住民一人ひとりに期待すること

- 気軽に保健師や生活支援コーディネーターに相談しましょう。

## 地域の取組として期待すること

- 保健師や生活支援コーディネーターと自治会等の連絡や意思疎通を密に行いましょう。

## 海田町(行政)の取組

取組	担当課
保健師の地区担当制の推進	
○ 地区担当保健師が訪問等で保健指導を実施するとともに、住民の健康に関わるニーズの把握に努めます。	健康づくり推進課 及び関係課
地域支え合いコーディネーターの確保の検討	
○ 要配慮者に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、地域生活課題を解決するための支援を行う地域支え合いコーディネーター(コミュニティ・ソーシャルワーカー)の配置について検討します。	社会福祉課 及び関係課
 ひまわりキャッチ	

## 「福祉なんでも相談窓口」の運営

## 住民一人ひとりに期待すること

- (複合化した)生活の困りごとや不安を抱えている場合、どこに相談して良いかわからない場合は、「福祉なんでも相談窓口」などに相談しましょう。

## 社会福祉協議会の取組

- 総合的な相談体制の充実を図るとともに、「福祉なんでも相談窓口」を運営します。

## 海田町(行政)の取組

取組	担当課
○ 「福祉なんでも相談窓口」を設置している社会福祉協議会と連携し、相談体制の充実に努めます。  ひまわりキャッチ	社会福祉課 及び関係課

【施策の方向性】

地域生活課題のうち、個々の部署、機関等での対応が難しいケース、複合的で複雑なケース、制度の狭間にあるケースなどについて、関係機関が協働して包括的に課題解決に取り組む相談支援体制の構築を図ります。

また、地域住民等と各相談支援機関、海田町等が分野を超えて連携し、支援することができる支え合いのネットワークの充実・強化に取り組めます。

【今後の取組】

包括的・総合的な相談支援体制の整備

社会福祉協議会の取組

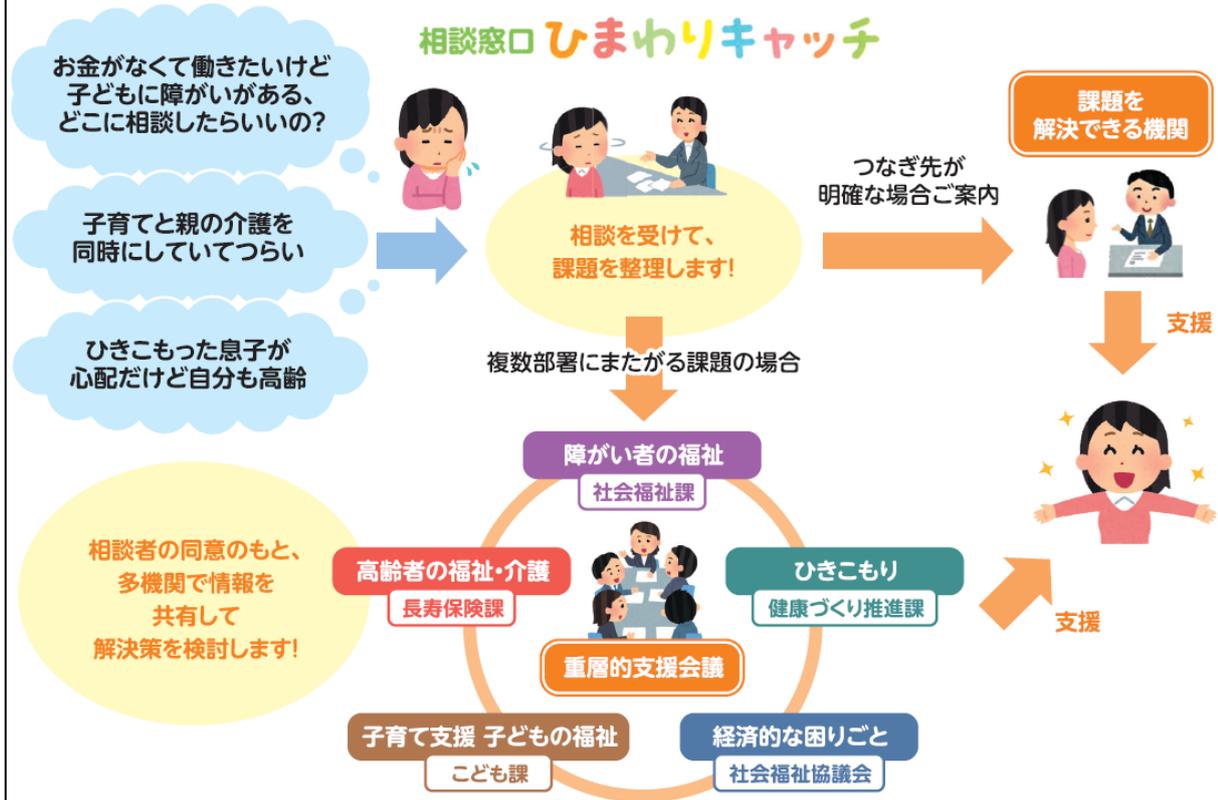
- 相談支援体制の整備に協力します。

海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉保健関係部署と社会福祉協議会が共同して包括的に地域生活課題を受け止め、相談支援を行う「ひまわりキャッチ」の取組を推進します。☀️ ひまわりキャッチ</li> <li>○ 「ひまわりキャッチ」と関係機関で連携・協働して包括的に課題解決に取り組めます。☀️ ひまわりキャッチ</li> </ul>	社会福祉課 及び関係課

重層的支援体制

複数窓口がまたがる相談でも、連携して柔軟に対応



## 地域支え合いネットワークの充実・強化

### 住民一人ひとりに期待すること

- 近所づきあいを大切にしましょう。

### 地域の取組として期待すること

- 自治会、各種団体、ボランティア団体、民間企業などにおいては、相互に連携を図りながら、地域福祉活動に取り組みましょう。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民等と各相談支援機関、海田町等が分野を超えて連携し、概ね自治会レベル、小学校区レベル、全町レベルで地域福祉に取り組む地域支え合いネットワークの充実・強化に取り組みます。</li> <li>○ 地域支え合いネットワークを全体的にコーディネートする体制として、それを中心的に支える人材である地域支え合いコーディネーター(コミュニティ・ソーシャルワーカー)の配置について検討します。</li> <li>○ 地域共生社会推進団体の活動の場となるひのうらセンターの活用を充実させるため、親しみをもって利用してもらえよう社会福祉協議会と連携し取り組みます。</li> </ul>	社会福祉課

## 人材の確保・育成

### 住民一人ひとりに期待すること

- 地域リーダーの育成の研修会などに参加しましょう。

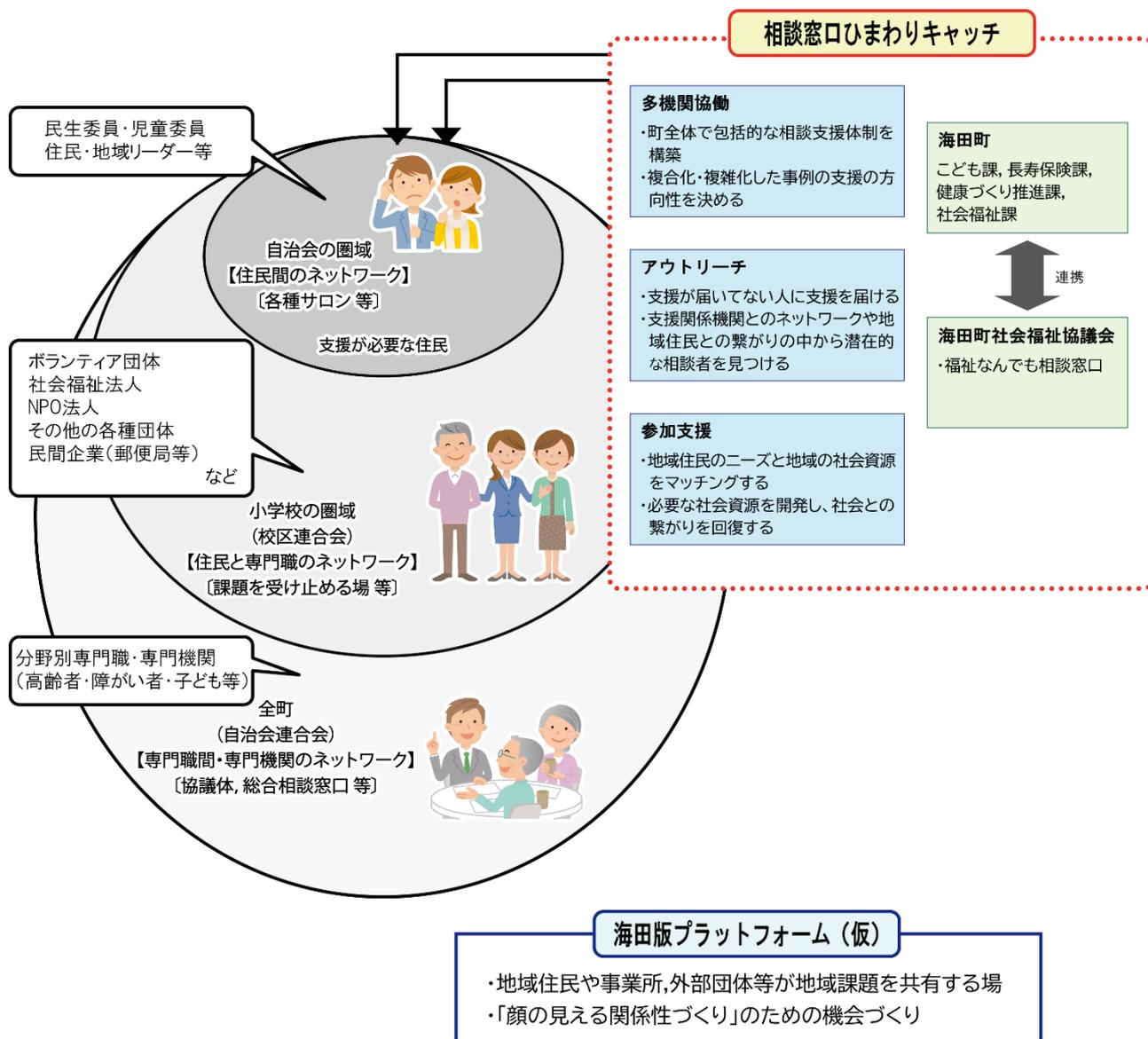
### 社会福祉協議会の取組

- 地域福祉の担い手の確保・育成に取り組みます。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
福祉を支える人づくり(再掲)	
※[基本目標1]-[基本施策1-2] ・民生委員・児童委員の確保と活動支援 ・ボランティアの育成など住民活動等の支援 ・地域リーダーの育成 ・地域活動への参加の促進と担い手づくり	社会福祉課 地域みらい課 防災課 長寿保険課

図表3-1 地域共生社会の実現に向けた地域支え合いネットワーク(包括的な支援体制)の目標像



海田版プラットフォーム(仮)

- ・地域住民や事業所,外部団体等が地域課題を共有する場
- ・「顔の見える関係性づくり」のための機会づくり

[指標と目指す方向]  
基本目標5 包括的な支援体制づくり

指標	参考 (第3次計画での 値) 令和元年(2019)年	本計画での値 令和6(2024)年	目指す方向 令和11(2029)年 度
地域ネットワーク(自治会, ボランティア団体などの交流や協力)に関する満足度(「満足」または「まあ満足」と回答した人の割合)	10.7%	10.8% (第3次計画から横ばい)	(アップ)

※ 第3次計画での値は, 令和元年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果

※ 本計画での値は, 令和6年8月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」の結果

## 第4章 権利擁護(海田町成年後見制度利用促進基本計画)

### 1 制度を取り巻く背景と現状

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他精神上の障がい等により判断能力が不十分であるために不動産や預貯金等の財産管理、福祉サービス利用や施設入所に関する契約等の日常生活に必要な手続きに関して、その方の判断能力を補う成年後見人等を選任することにより、本人の不利益にならないように権利を擁護し、支援する制度です。

この制度は平成12(2000)年から導入されましたが、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあることから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が平成28(2016)年に施行されました。平成29(2017)年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、この計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を策定すること、利用促進に向けて必要な体制を整備することが明記されました。

また、令和4(2022)年に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、成年後見制度を権利擁護支援の一つの手段として、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援策を総合的に充実させることが盛り込まれています。

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年(2025年問題)を迎え、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなど、地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域が抱える問題は多様化・複雑化していることから、成年後見制度の需要が高まることが見込まれます。

以上のことから本町においても「海田町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度を含めた権利擁護支援の総合的・計画的な推進を図ります。

### 2 成年後見制度に係る本町の現状

成年後見制度の利用者数は、全国・広島県全体の両方で年々伸び続けている一方、広島家庭裁判所の集計によると、本町では近年は利用者が減っており、令和2(2020)年の26人が令和6(2024)年7月時点で20人となっています。

このため、本町においては、制度の普及啓発をすすめ、必要な町民の方が制度を利用しやすい環境を整えることが求められます。

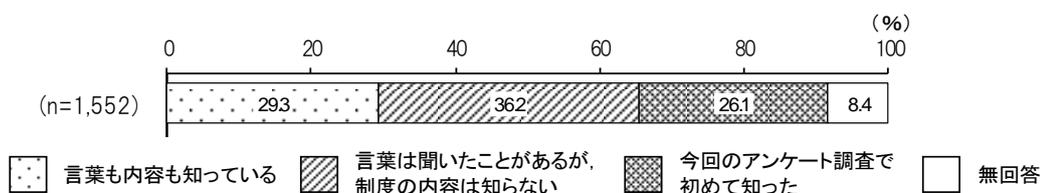
図表4-1 広島家庭裁判所における成年後見制度利用者数(令和6年7月10日時点)

本人の住所	成年後見					
	法定後見				任意後見	合計
	後見	保佐	補助	合計		
安芸郡海田町	14人	4人	1人	19人	1人	20人

※広島家庭裁判所調べ

また、町民アンケート調査において「あなたは、成年後見制度を知っていますか。」という問いに対する回答は、「言葉は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」が36.2%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」(29.3%)、「今回のアンケート調査で初めて知った」(26.1%)となっています。

図表4-2 町民アンケート「あなたは、成年後見制度を知っていますか」への回答



### 3 本計画における具体的取組

#### 成年後見制度の普及啓発と利用支援

##### 住民一人ひとりに期待すること

- 成年後見制度に関する理解を深めましょう。

##### 地域の取組として期待すること

- 行政と連携しながら、成年後見制度に関する普及啓発に取り組みましょう。

##### 社会福祉協議会の取組

- 行政と連携しながら、成年後見制度に関する普及啓発に取り組みます。
- 成年後見制度法人後見事業に取り組みます。

##### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度に関する普及啓発を図り、制度の適切かつ円滑な利用を促進します。</li> <li>○ 成年後見制度に関する手続きの支援などを行います。</li> <li>○ 認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であるために権利擁護支援を必要とする人の相談窓口として、認知症の方については地域包括支援センターの高齢者の総合相談窓口を、知的障がい、精神障がい等の方については基幹相談支援センターを設置し、成年後見制度の利用支援と安心して相談できる環境の充実を図ります。また、保健・医療・福祉・司法等が連携する仕組みである地域連携ネットワークづくりに取り組みます。</li> <li>○ 支援が必要な人の発見・支援につなげるため、属性を問わない相談窓口である「ひまわりキャッチ」における多機関協働の情報共有・相談体制構築を進めます。  ひまわりキャッチ</li> <li>○ 地域連携ネットワークの中核機関について、既存の資源を含め、本町に合った体制づくりを検討します。</li> </ul>	社会福祉課 こども課 長寿保険課 健康づくり推進課 及び関係課

## 国の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」に記載されている中核機関の役割

中核機関とは	地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制
中核機関に求められる役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け, 必要に応じて専門的助言等を確保しつつ, 権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割</li><li>○ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割(協議会の運営等)</li></ul>

## 第5章 再犯防止・更生支援(海田町再犯防止推進計画)

### 1 制度を取り巻く背景と現状

令和5(2023)年8月に警察庁が作成した令和4(2022)年の刑法犯に関する統計資料によると、近年、全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にありましたが、令和4(2022)年においては前年に比べて増加しています。また、検挙人員数に占める再犯者の割合も年々増加傾向にあります。

罪を犯した者等の中には、生きづらさや困難を抱え、支援を必要とする者も多く存在します。

犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることができる環境を構築し、犯罪や非行を繰り返すという悪循環に陥らないように適切な支援をすることが不可欠です。

「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が平成28(2016)年12月に施行され、市町村は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を負うこと、再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

本町においても、「海田町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪がなく安全安心に暮らすことのできる地域社会を実現するために、地域住民の理解や協力を得ながら、罪を犯した者等が円滑に社会の一員として復帰できるよう、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進など支援の総合的・計画的な推進を図ります。

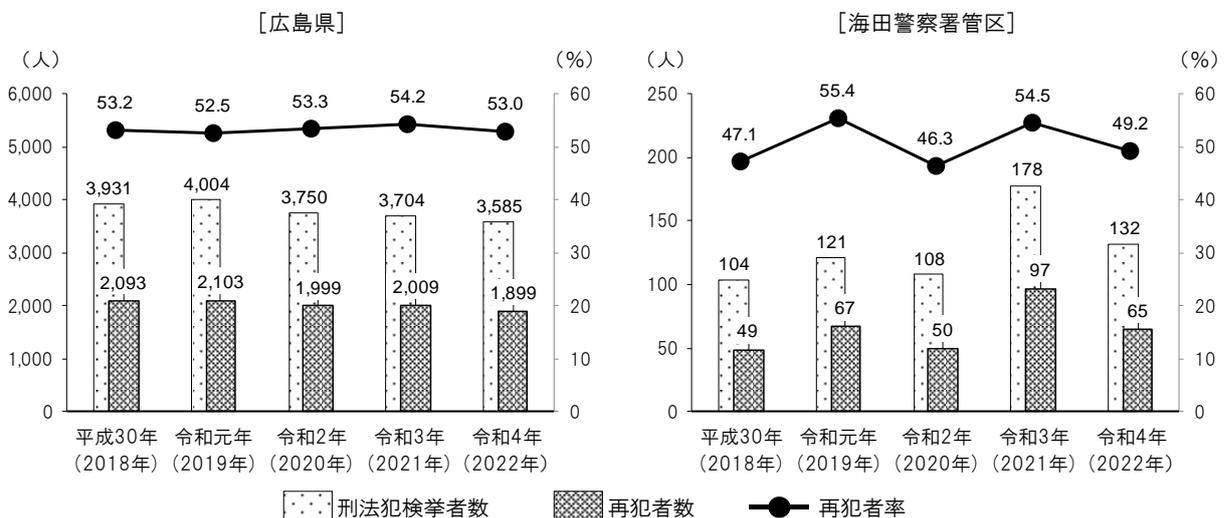
### 2 刑法犯検挙者等に係る広島県及び海田警察署管内の状況

刑法犯の検挙者数(少年を除く)は、令和4(2022)年は広島県で3,585人、海田警察署管内では132人となっており、平成30(2018)年と比較すると、広島県は346人の減少、海田警察署管内は28人の増加となっています。

一方、刑法犯による検挙者のうち、再犯者の割合(以下、「再犯者率」という。)をみると、広島県は横ばい推移しており、海田警察署管内は増減を繰り返しています。

このような状況を踏まえ、安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策を推進することが必要不可欠になります。

図表5-1 刑法犯検挙者等に係る広島県及び海田警察署管内の状況



### 3 本計画における具体的取組

本計画では、「誰一人取り残さない」安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、次の取組を推進します。

#### 再犯防止に向けた基盤の整備

##### 地域の取組として期待すること

- 犯罪や非行の防止と更生に関する理解の促進に協力しましょう。

##### 社会福祉協議会の取組

- 孤独を感じたり、望まない孤立をしたりすることがないように、地域のつながりや居場所づくりに努めます。
- 広島県地域生活定着支援センターを周知し、自立生活に向けた支援を行います。

##### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
関係機関との連携による再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	
○ 海田町保護司会、海田町更生保護女性会と連携し、毎年7月に全国展開される「社会を明るくする運動強化月間」において、犯罪や非行の防止と更生に関する町民の理解を促進するため、広報・啓発に取り組みます。	社会福祉課

保護司	保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。(法務省Webサイトより)
更生保護女性会	更生保護女性会とは、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。 刑務所や少年院での協力、地域住民でのミニ集会、子育て支援、保護観察を受けている人の活動への協力などの活動をしています。 (法務省Webサイトより)

## 個別の困難に対応したサービス利用につなげる支援等

### 地域の取組として期待すること

- 企業として、高齢者や障がいのある人、犯罪をした人等が就労しやすい環境づくりに努めましょう。
- 町や再犯防止支援を行う団体等と連携し、住民や企業が高齢者や障がいのある人、罪を犯した人等の支援に参加できる仕組みを作りましょう。
- 就労や住居の確保、福祉サービスの利用が必要と思われる人や困っている人がいたら町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に相談しましょう。

### 社会福祉協議会の取組

- 生活困窮者自立支援事業における就労準備支援の取組を進めます。
- 障がいのある人が必要とする福祉サービスにつながるように、相談支援を行います。
- 認知症高齢者等で判断能力が不十分な方を対象として、福祉サービス利用援助事業（かけはし）を行います。
- 福祉なんでも相談窓口や心配ごと相談事業を通して、相談しやすい環境づくりに努めます。
- ぐらしの安心・サポートセンター事業の周知を積極的に行い、相談につなげていきます。

### 海田町(行政)の取組

取組	担当課
就労の支援	
○ 生活保護受給者等就労自立促進事業、就労準備支援事業や障がい者就労支援事業など、既存の取組を生かし、相談者の就労支援をします。	社会福祉課
住居確保の支援	
○ 住宅に困窮し、所得が法令等で定められた基準内の人に低額な家賃の公営住宅を提供します。	まちデザイン課
○ 広報かいたや町ホームページ、パンフレット等、多様な媒体を利用し、公営住宅の募集などの情報を発信、提供します。	
○ 経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれがある人に対し、「住居確保給付金制度」により給付金を支給することで、安定した住居の確保と就労の自立を支援します。	社会福祉課
福祉サービス利用に向けた支援	
○ 高齢者や障がいのある人が必要とする福祉サービスにつながるように、地域包括支援センター等による相談支援事業など必要に応じた支援を行います。	社会福祉課 長寿保険課
薬物乱用防止に向けた啓発	
○ 関係機関と連携して薬物の乱用防止を目的とした啓発活動に努めます。	健康づくり推進課

取組	担当課
社会生活に対する支援	
<p>○ 社会生活を営む上で困難を有する人を支援するため、「ひまわりキャッチ」による多機関協働の情報共有・相談体制構築を推進します。</p>	<p>社会福祉課 こども課 長寿保険課 健康づくり推進課</p>
家庭内の困難に応じた支援	
<p>○ DV(配偶者等による暴力)や児童虐待等の事例があれば、広島県こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等と連携しながら迅速かつ適切に対応します。</p>	<p>こども課 社会福祉課 長寿保険課</p>

## 第6章 計画の推進方策

### 1 計画の周知と共有化

本計画を推進していくためには、行政の取組と合わせて、住民、地域活動団体、関係機関など地域福祉を担う主体が、それぞれの取組をより充実させながら展開していくことが求められます。

加えて、それぞれの主体が地域共生社会の実現に向け、その役割や特性を認識しながら、共通の目標に向かって連携して取り組むこと(協働)によって、より効果的かつ効率的な展開が可能となります。

#### (1) 計画の情報提供と周知

計画を推進していくための第一歩として、住民、地域活動団体などへ計画内容などの情報を提供し、周知を図ります。

#### (2) 地域福祉を担う主体の役割の認識と発揮

地域福祉を担う主体としては、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、福祉関係の団体、ボランティア、NPO法人、サービス事業者、民間企業などがあり、それぞれの役割を認識し、地域福祉の観点から、その役割が発揮できるよう、情報提供や啓発、活動の支援に努めます。

#### (3) 庁内の連携

地域福祉は、児童・高齢者・障がい者福祉に加え、子育て、教育、人権、防災など様々な分野に関わる内容のものであり、関係各課等との連携を図りながら、施策を展開します。

#### (4) 具体化のプロセスからの情報提供と住民参加の促進

本計画に位置づけている施策の具体化においては、地域福祉活動の立ち上げの段階(プロセス)から、個人情報の保護などに留意しながら、地域住民等への福祉などに関する情報提供を行い、協力・参加を促進します。

### 2 計画の進捗管理

本計画を推進していく過程では、計画・実施・評価・改善(PDCAサイクル)の考えによる施策の推進と管理に努めます。

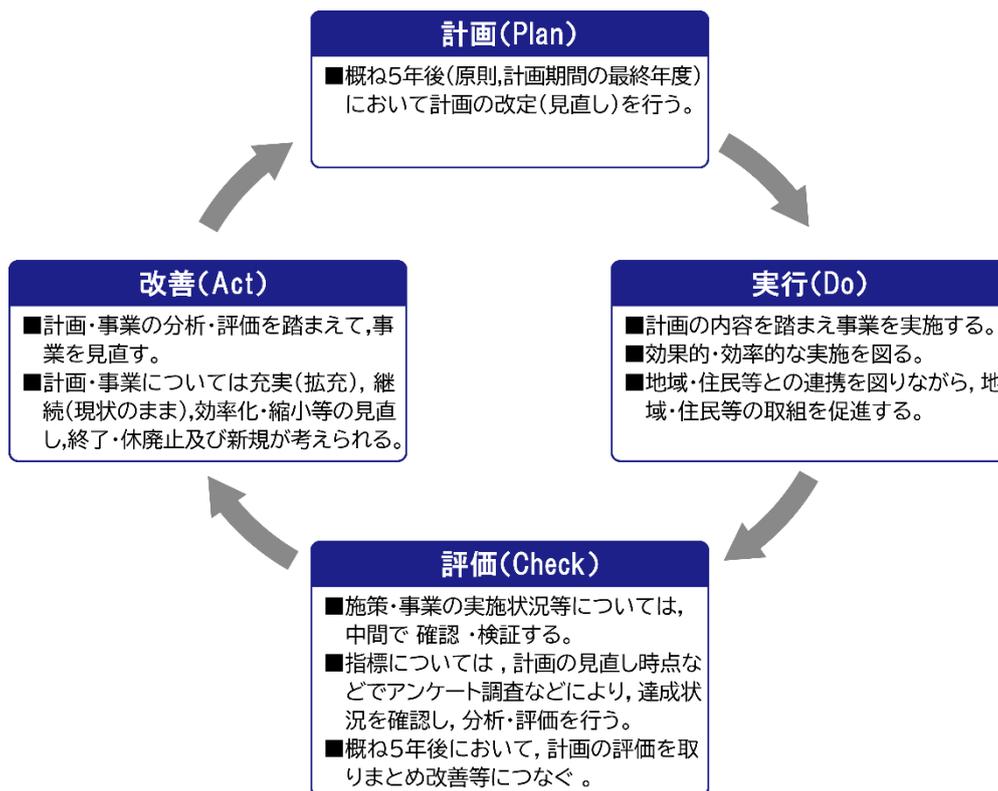
また、地域住民等にわかりやすく情報を提供し、説明を行いながら、効率的で効果的な町政運営を行うため、行政評価や事務事業評価を取り入れ、地域福祉を推進します。

さらに、計画の実施の段階では、限られた財源と人員を有効に活用し、施策のより効率的かつ効果的な実施を図るため、新規事業や拡充事業などについては施策の優先順位を検討します。

その上で、本計画に位置づけている施策・事業の実施状況やその評価などを中間で確認・検証し、施策・事業の次への展開に役立てていきます。

なお、計画(施策・事業)の評価に関しては、計画の見直し時点などにおいて、アンケート調査を実施し、住民の満足度などの把握及びこれまでの調査結果との比較検討を行います。

図表6-1 PDCA サイクルのプロセス



魅力フォトコンテスト作品(瀬野川河川敷)



## 1 海田町地域福祉計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定等について協議するため、海田町地域福祉計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 地域福祉計画に関する事項
- (2) 前項に定めるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 福祉・保健・医療団体関係
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めたときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

## 2 海田町地域福祉計画策定協議会委員名簿

区分		所属等	氏名
地域住民	自治会連合会	海田町自治会連合会 会長	神田 一之
	PTA	海田町 PTA 連合会 会長	松浦 義剛
	消防団	海田町消防団 団長	信原 宏
	企業・事業所	広島安芸商工会 青年部 常任委員	粟井 良祐
福祉・保健・医療 団体関係	社会福祉協議会	海田町社会福祉協議会 会長	松岡 茂明(会長)
	民生委員児童委員協議会	海田町民生委員児童委員協議会 社会部会 副部会長	長尾 優子
	福祉団体 (子ども分野)	海田町子ども・子育て会議 委員	溝上 郁子
	福祉団体 (障がい分野)	NPO 法人 FOOT&WORK 管理者	長和 洋光
	福祉団体 (高齢分野)	海田町オレンジライン(認知症カフェ) 代表	原本 明美
	病院・医師会	海田町医師会 会長	楠岡 公明
教育関係	学校長	小中学校校長会 会長	石川 和明
学識経験者	大学教授・講師	県立広島大学 保健福祉学部 教授	田中 聡子(副会長)

### 3 計画策定の経緯

年月	策定協議会	主な内容
令和6(2024)年 7月3日	第1回海田町地域福祉計画 策定協議会	○海田町地域福祉計画策定協議会会長選任 ○第4次海田町地域福祉計画の策定に向けて ○海田町の地域福祉に関するアンケート調査について
令和6(2024)年 7月～8月	地域福祉についてのアンケート調査の実施(町民, 事業所)	第2章-2参照
令和6(2024)年 10月24日	第2回海田町地域福祉計画 策定協議会	○海田町の地域福祉に関するアンケート調査結果について ○第4次海田町地域福祉計画(素案)について
令和6(2024)年 12月10日	第3回海田町地域福祉計画 策定協議会	○第4次海田町地域福祉計画(素案)について (権利擁護, 再犯防止・更生支援)
令和7(2025)年 1月20日(月) ～2月7日(金)	地域福祉計画(素案)についてのパブリックコメントの実施	
令和7(2025)年 3月10日(月)	第4回海田町地域福祉計画 策定協議会	○パブリックコメントの結果について ○第4次海田町地域福祉計画(素案)について

## 第4次海田町地域福祉計画

発行年月：令和7(2025)年3月

発行：海田町 福祉保健部 社会福祉課

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号

TEL (082)823-9207

FAX (082)823-9627

URL <https://www.town.kaita.lg.jp/>

E-mail [hukushi@town.kaita.lg.jp](mailto:hukushi@town.kaita.lg.jp)